

けんしんの現況 2011.3.31



本店

けんしんの概要

本店 〒380-8668
長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代表)

設立 昭和29年11月20日

出資金	10億64百万円
組合員数	133,036人
預金残高	7,955億円
貸出金残高	2,602億円
自己資本比率	15.02%(従来基準)
職員数	669人 (男438人 女231人)
店舗数	52店舗
営業地域	長野県一円 (平成23年3月31日現在)

(注) 本資料において掲載してある計数は、原則として下記のとおり表示しております。

1. 金額
単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計欄の金額が一致しない場合があります。
2. 諸利回り・諸比率
小数点第3位以下を切り捨てて第2位まで表示しております。
3. 構成比
小数点第2位以下を切り捨てて表示しているため、掲載している構成比の合計が100%とまらない場合があります。
4. 「資料」「自己資本の充実の状況等」における残高表示
残高が全くない場合は「—」表示、表示単位未満の残高がある場合は「0」表示、当該期に勘定科目が存在しない場合は「／」表示しております。

CONTENTS

ごあいさつ	1
事業方針	2
平成22年度 経営環境・事業概況	2
トピックス	3
不良債権等の情報	4
企業の社会的責任(CSR)の取組みについて	6
CSRの取組み(法令等遵守体制)	6
CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)	7
CSRの取組み(環境保全活動)	7
CSRの取組み(リスク管理体制)	8
CSRの取組み(顧客保護等管理方針)	10
CSRの取組み(金融商品に係る勧誘方針)	10
CSRの取組み(利益相反管理方針)	10
CSRの取組み(個人情報保護)	11
CSRの取組み(保険募集指針)	13
CSRの取組み(共済募集指針)	13
CSRの取組み(地域貢献への取組み)	14
役員一覧	17
事業の組織	17
総代会	17
主要な事業の内容	17
店舗一覧表	18
コンビニATM	19
店舗外キャッシュコーナー	20
資料	21
自己資本の充実の状況等	32
索引	39



会 長 細 萱 英 穂



理 事 長 相 澤 正 紀

平素より皆さまには、長野県信用組合（略称：けんしん）に格別のご高配を賜りまして、心から感謝申し上げます。

皆さまに、当組合の現況をご理解いただくため、ここに平成22年度の事業内容を収めたディスクロージャー誌「けんしんの現況2011.3.31」をととのえました。ご高覧を賜り、末永く安心してけんしんをご利用いただくうえで、お役立ていただきたいと存じます。

さて、平成22年度は、年度末近く東日本大震災という日本の姿が全く変わる大事件が発生しましたが、期中を通して私どもけんしんは一層の業績向上と経営体質の強化に徹し、本紙掲載の成果をあげることができました。皆さまのご支援に対しまして衷心よりお礼を申し上げます。

なお、当期純利益は、運用資産全般の積極的な良質化に努めている矢先に発生した原発事故のため、急落した東京電力株をすべて売却し売却損11億64百万円を計上したことなどから、当初目標を下回る9億32百万円に止まりました。

平成23年度は、東日本大震災そのなかでも東京電力福島原発の被災による今後の日本経済への影響が混沌とした政治・金融・社会情勢をからめて、どのように展開するのか強く懸念されます。それを受けて収益環境は、きわめて厳しい状態が続くものと予想されます。

こうした環境下、平成23年度の具体的な数値目標として、当期純利益15億円、自己資本比率15%台（従来基準）、不良債権比率3%前後（金融再生法ベース）の3項目を掲げ、この達成に向けて鋭意努力する所存です。

皆さまにおかれましては、今後とも何分のご高配、ご利用を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成23年7月

会 長 細 萱 英 穂
理 事 長 相 澤 正 紀

事業方針

企業倫理

地域社会において、「信用」、「信頼」の構築に努め、法令等を遵守し、経営の健全性を確保する。もって、「経営理念」及び「経営方針」を実現し、社会的責任と公共的使命を果たす。

経営理念

金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。

平成23年度（第58期）経営方針

収益力を高め、強固な財務内容を構築し、経営体質の強化を図るために以下の経営方針を掲げる。

1. 良質な預金の増強
2. 資産の優良化
3. 良好な融資先の確保
4. コスト意識の徹底
5. 法令等遵守態勢・リスク管理態勢・金融円滑化管理態勢の充実

平成22年度 経営環境・事業概況

経営環境

平成22年度は、EUの一部における財政悪化に対する懸念の高まりや、またアフリカ地中海沿岸諸国の民主化運動が激しさを増すなど世界情勢が混沌とするなかで、我が国では景気が持ち直すかと思われていた矢先に突然の大震災発生、及びこれによる東京電力福島原発事故のため広範囲にわたり深刻な影響を及ぼし、経済情勢はきわめて不透明な状況に陥りました。

長野県経済につきましても、一部の復興需要の盛り上がりをおさえて、景気は下押しされる状況になりました。

事業概況

預金

預金は、「手のひら口座」及び定期預金を中心に個人預金が堅調に推移した結果、期中397億円増加して残高は7,955億円(前期比5.26%増)となりました。

貸出金

貸出金は、事業性の資金需要が回復基調に至らなかったことに加え、個人向けローン等も伸び悩んだことから、期中81億円減少して残高は2,602億円(前期比3.05%減)となりました。

ただし、医療関連融資については、積極的な推進を図った結果、残高は130億円(前期比26.25%増)となりました。

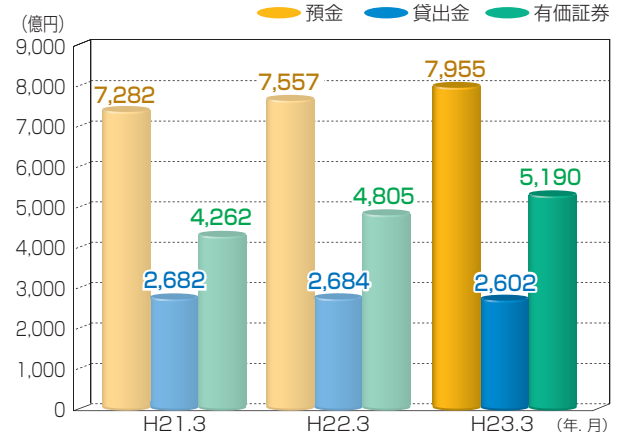
有価証券

有価証券は、国債等の債券を主体に積極的な運用に努め、期中385億円増加して残高は5,190億円となりました。

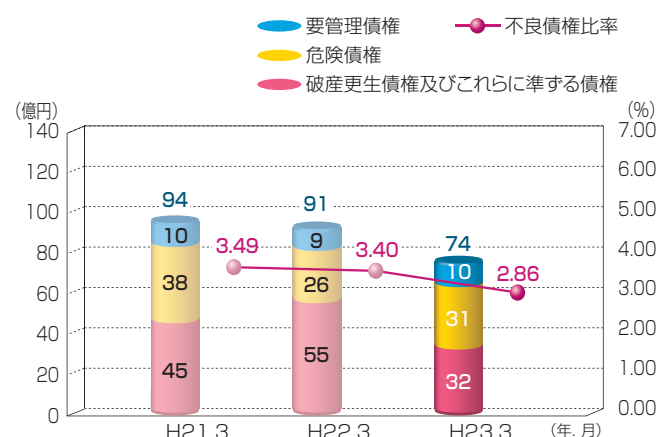
不良債権残高・不良債権比率

不良債権は、残高(金融再生法ベース)が期中16億92百万円減少して74億77百万円となり、総与信残高に占める比率は過去最低の2.86%(前期比0.54ポイント改善)に低下いたしました。

預金・貸出金・有価証券



不良債権残高・不良債権比率（金融再生法ベース）



損益

損益状況は、預金の増加に伴い有価証券の運用残高が増加したこと及び効率的な運用により有価証券利息配当金が増加したものの、昨秋以降の急激な市場金利の上昇に対応して有価証券の保有構成の見直しを図り、売却損を伴う一部入替えを実施したことから、業務純益は25億67百万円(前期比21億12百万円減)となりました。また、個別貸倒引当金繰入額等の不良債権処理費用が減少したものの、原発事故の発生により東京電力の株価が急落したため、保有していた同社株を全て売却し、売却損11億64百万円を計上したことから、経常利益は14億52百万円(前期比22億15百万円減)となりました。当期純利益は、経常利益の減益を受けて、9億32百万円(前期比23億51百万円減)となりました。

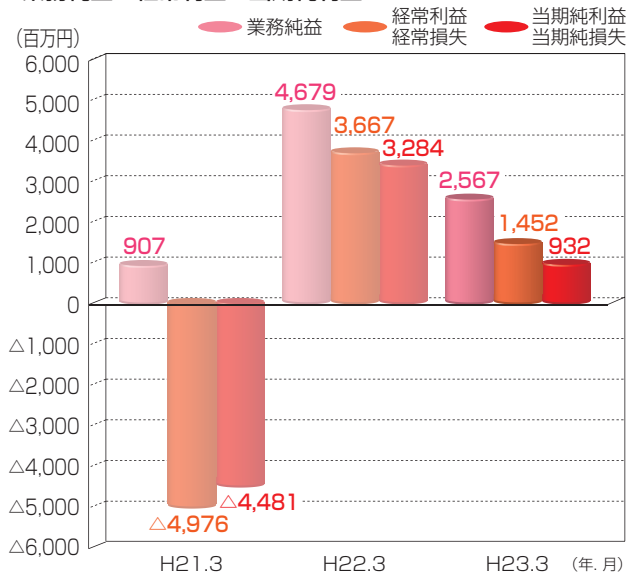
自己資本額・自己資本比率

自己資本額は、従来基準で356億円(前期比12億円減)、自己資本比率規制の特例措置を適用した場合は406億円となりました。この結果、自己資本比率は、従来基準で15.02%(前期比0.41ポイント上昇)、特例措置適用の場合は17.13%となりました。

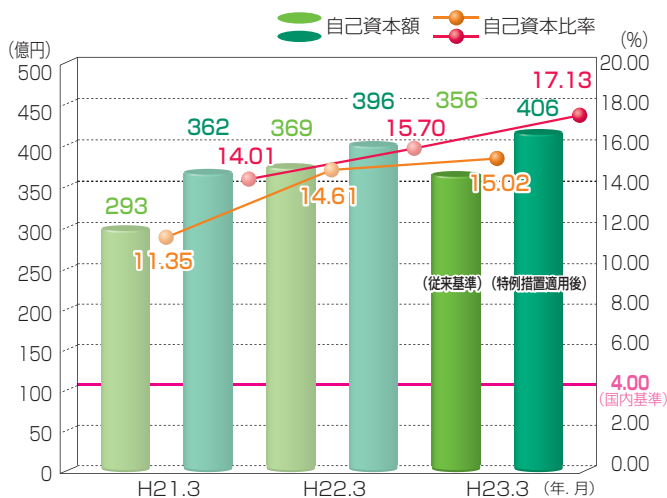
有価証券評価損益

有価証券評価損益は、株安や円高が進行したものの、損切りなど運用資産の積極的な良質化に努めた結果、前期比12億95百万円の減少に止まり、57億8百万円の評価損となりました。

業務純益・経常利益・当期純利益



自己資本額・自己資本比率



(注) 従来基準による値と、その他有価証券の評価差損を自己資本から差し引かなくて済む国の特例措置(平成24年3月まで)を適用した場合の値を併記しております。

トピックス

○本部体制の強化

・医療渉外部の新設

時流にそった融資に対応するため「医療渉外部」を平成22年11月に新設するとともに、顧問に現役医師を招聘し、医療関連分野への融資及びコンサルティング業務の体制を強化しました。なお同部は、その活動をさらに深くかつ広めるため、平成23年4月から「医療経営部」に名称変更いたしました。

・個人部の新設

個人ローンの推進と相続・資産相談業務の充実・強化を図るため、「個人部」を平成23年4月に新設いたしました。

○災害相談窓口の設置

東日本大震災及び長野県北部地震の発生を受けて、平成23年3月から全店に「災害相談窓口」を設置いたしました。

○融資新商品の発売

個人向け商品として、平成22年4月に「ジャックス保証付住宅ローン」、及び同7月に「フリーローン」を、また、平成22年12月には医療事業を営む法人及び個人向けの「けんしん医療事業振興資金」を発売いたしました。

○傷害共済の窓口販売開始

多様化するお客さまのニーズにお応えして、平成22年4月から全店で傷害共済の窓口販売を開始し、長野県福祉共済協同組合(ながの共済)の「傷害共済」の取扱いを始めました。

○情報提供サービスの充実

冊子「相続税の基礎知識」をご用意したほか、「相続に関する相談会《ゆずり葉相談会》」を開催開始いたしました。

○ネットバンキングの取扱時間拡大

「個人向けネットバンキング」について、入出金明細照会及び即時資金移動の取扱時間を拡大いたしました。

○店舗内ATMの増設

店舗内ATMが1台の8店舗について、お客さまの利便性向上を図るため、平成23年4月から同5月の間にATMを各1台増設いたしました。

○営業用普通車にエコカー導入

環境保全活動の一環として、3年計画で進めてきた営業用普通車のエコカー切り替えについて、平成22年度(最終年度)は22台を導入し、合計66台の入れ替えが完了いたしました。

○第2本店ビル建設に着工

平成23年3月、第5次オンラインシステム等を設置する第2本店ビルの建設に着工いたしました。完成は平成24年6月を予定しております。

不良債権等の情報

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 {(B+C)/A×100}
破綻先債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	1,105 (0.41)	325	779	100.00
			383 (0.14)	325	58	100.00
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	130 (0.05)	82	48	100.00
延滞債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	99 (0.03)	82	17	100.00
			7,031 (2.61)	3,308	3,301	94.00
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	4,819 (1.81)	3,308	1,089	91.25
3か月以上延滞債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,237 (2.39)	3,032	2,752	92.74
			4,858 (1.86)	3,032	1,373	90.68
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	— (—)	—	—	—
			980 (0.36)	478	148	64.00
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	980 (0.36)	478	148	64.00
合計	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	1,099 (0.42)	490	157	58.98
			1,099 (0.42)	490	157	58.98
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	9,116 (3.39)	4,113	4,229	91.50
	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,184 (2.32)	4,113	1,296	87.47
			7,467 (2.86)	3,605	2,958	87.89
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,058 (2.32)	3,605	1,549	85.08

残高()内は、貸出金残高に占める比率

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分			残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D=B+C)	保全率 (D/A×100)	貸倒引当金比率 {C/(A-B)×100}
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	5,538(2.05)	2,195	3,342	5,538	100.00	100.00
			2,589(0.97)	2,195	393	2,589	100.00	100.00
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,246(1.24)	1,569	1,676	3,246	100.00	100.00
危険債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	1,836(0.70)	1,569	266	1,836	100.00	100.00
			2,650(0.98)	1,469	757	2,226	84.00	64.09
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	2,650(0.99)	1,469	757	2,226	84.00	64.09
要管理債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	3,130(1.19)	1,553	1,124	2,678	85.54	71.29
			3,130(1.19)	1,553	1,124	2,678	85.54	71.29
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	980(0.36)	478	148	627	64.00	29.64
不良債権合計	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	980(0.36)	478	148	627	64.00	29.64
			1,099(0.42)	490	157	648	58.98	25.93
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	1,099(0.42)	490	157	648	58.98	25.93
正常債権	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	9,169(3.40)	4,143	4,248	8,392	91.52	84.53
			6,220(2.33)	4,143	1,299	5,443	87.50	62.58
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	7,477(2.86)	3,614	2,959	6,573	87.91	76.60
合計	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	6,066(2.32)	3,614	1,549	5,163	85.10	63.15
			260,490					
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	260,490					
	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	253,797					
			269,659					
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	266,710					
合計	平成22年3月期	部分直接償却を実施した場合	261,274					
			259,864					
	平成23年3月期	部分直接償却を実施した場合	259,864					

残高()内は、総与信残高に占める比率

○部分直接償却について

当組合は、部分直接償却を実施しておりません。部分直接償却を実施した場合は、表記のとおりとなります。

部分直接償却とは、自己査定により回収不可能又は無価値と判定された担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(Ⅳ分類債権額)を取立不能見込額として、債権額から直接減額することです。

用語解説

◎リスク管理債権

1. 「**破綻先債権**」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻の事実が発生している債務者に対する貸出金です。
2. 「**延滞債権**」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、前記破綻先債権及び経営再建等を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金です。
3. 「**3か月以上延滞債権**」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 「**貸出条件緩和債権**」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「**担保・保証等(B)**」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の「**担保・保証等(B)**」は、当該債権額と当該債務者の総貸出金額の比率按分により求めております。
6. 「**貸倒引当金(C)**」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

◎金融再生法開示債権

1. 「**破産更生債権及びこれらに準ずる債権**」とは、自己査定において、破綻先又は実質破綻先に区分された債権です。
(破綻先とは、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。)
2. 「**危険債権**」とは、自己査定において、破綻懸念先に区分された債権です。
(破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。)
3. 「**要管理債権**」とは、自己査定において要注意先に区分された債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。(要注意先とは、貸出条件・履行状況・財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者をいいます。)
4. 「**正常債権**」とは、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く債権です。
5. 「**担保・保証等(B)**」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また、要管理債権の「**担保・保証等(B)**」は、当該債権額と当該債務者の総債権額の比率按分により求めております。
6. 「**貸倒引当金(C)**」は、「**正常債権**」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

「自己査定の債務者区分」と「金融再生法に基づく開示債権」・「リスク管理債権」の関係

◎不良債権とは、金融機関が融資したお金のうち、回収できなくなったり、回収できなくなりそうなお金のことです。

◎不良債権には、「リスク管理債権」と「金融再生法に基づく開示債権」という2種類の捉え方があります。

1. 「**リスク管理債権**」は、銀行法を準用する協同組合による金融事業に関する法律(協金法)により公表しなければならないと規定されている不良債権の捉え方です。
2. 「**金融再生法に基づく開示債権**」は、金融再生法により公表しなければならないと規定されている不良債権の捉え方です。
3. 「**リスク管理債権**」は原則として貸出金ごとに、一方、「**金融再生法に基づく開示債権**」は債務者ごとに不良債権を捉えており、対象となる債権の範囲や判断基準もそれぞれ異なるため、二つの開示方法を厳密に比較することはできませんが、原則的には次の相関関係にあります。
 - (1) リスク管理債権の「破綻先債権」は、金融再生法に基づく開示債権の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に含まれます。
 - (2) リスク管理債権の「延滞債権」は、金融再生法に基づく開示債権の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」に含まれます。
 - (3) リスク管理債権の「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額は、金融再生法に基づく開示債権の「要管理債権」と一致いたします。
 - (4) 金融再生法による不良債権の各分類の中には、リスク管理債権の考え方によると不良債権として公表されない部分があります。(債務保証見返、未収利息、仮払金等)
4. 不良債権の開示金額は、両方法とも、差し入れられた担保などを控除する前の金額で表わしていますので、公表された金額すべてが回収不能になるわけではありません。

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権
	(貸出金) : (その他の債権)	(貸出金)
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権
実質破綻先		延滞債権
破綻懸念先	危険債権	
要注意先	要管理債権	3か月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
正常先	正常債権	

CSRの取組み(法令等遵守体制)

企業の社会的責任(CSR)の取組みについて

当組合は、企業倫理にも表されているように「CSR」（CSR：Corporate Social Responsibility）を、お客さま・出資者・地域社会・環境といった当組合と関わりのあるさまざまな側面からの期待に応える取組みと考え、地域への円滑な資金供給や金融サービスの提供といった本業である金融業はもちろんのこと、リスク管理や法令等遵守等の内部管理態勢強化の取組みをはじめ、地域金融機関として地域社会に貢献するため、従来から多方面にわたり活動を行ってまいりました。

今後も、CSRへの取組みは、当組合にとって地域金融機関としての公共的使命であることを認識し、健全な業務運営を確保しつつ、地域経済、地域社会の発展に貢献してまいります。

法令等遵守体制について

金融機関の社会的責任と公共的使命に鑑み、健全な業務運営にはコンプライアンスを重視した透明性の高い経営が必要不可欠であると認識し、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に努めております。

○基本方針

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や組合内の規則、社会規範等、一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。

当組合は、自己責任原則に基づく健全経営に取り組む中で、自らの社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつとして捉えております。常に公正な職務を行い「信用」「信頼」の維持、向上に努め地域社会からの信頼をゆるぎないものにするため、法令等遵守体制を確立し、コンプライアンス重視の企業風土を職場内に醸成させることに努めております。

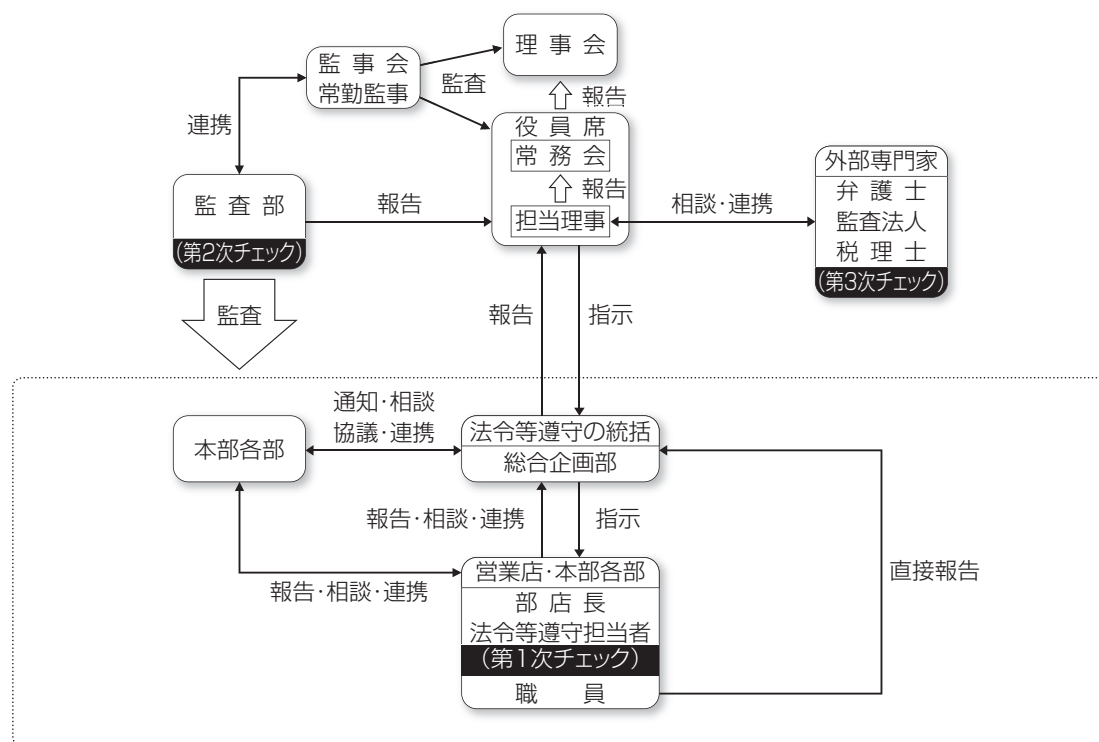
○運営体制

総合企画部を法令等遵守に関する統括部署に位置付けるとともに各部店に法令等遵守の管理監督を行う部店長と担当者を置き、法令等遵守方針・規程・基準等に基づきコンプライアンスを実践・管理しております。

また、必要に応じて常勤監事、会計監査人又は弁護士等から意見を求める体制を整えております。

業務を遂行するにあたっては、役職員全員に「諸規程集」及び「事務取扱規程集」を配布し、組合内の規程、権限、事務手続等を明確化するとともに、職務に応じた通信教育の実施及び業務内容に応じた研修会を開催し、さらに、人事制度の中でコンプライアンスの外部試験合格を義務化して、職員の知識・倫理の向上に努めております。

法令等遵守体制図



CSRの取組み(苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・環境保全活動)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、「お取引先店舗」又は下記の窓口をご利用ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

TEL 026-233-5620

【受付時間】午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.naganokenshin.jp/>

証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称 FINMAC フィンマック)」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(略称 FINMAC フィンマック)

TEL 0120-64-5005

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター
第一東京弁護士会 仲裁センター
第二東京弁護士会 仲裁センター

TEL 03-3581-0031

TEL 03-3595-8588

TEL 03-3581-2249

上記各弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記 長野県信用組合 総務部 又は下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

TEL 03-3567-2456

【受付時間】午前9時～午後5時

(月曜日～金曜日)(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

証券業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称 FINMAC フィンマック)」でも受け付けています。

環境保全活動

○環境方針

長野県信用組合は、自然豊かな長野県の地域金融機関として、地球環境保全に配慮し、環境への負荷を軽減する活動を継続し、地域社会に貢献します。

1. 環境に関する情報等を公開し、環境保全活動の継続的改善を図ります。
2. 環境関連法・規則等を遵守します。
3. 以下について環境目的・目標を定め実施し、定期的に監視と見直しをすることで汚染の予防に努めます。
 - (1) 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減
 - (2) 環境に配慮した物品の使用
 - (3) 環境配慮型金融商品の提供
 - (4) 役職員への環境教育による、地域社会に対する環境貢献

○認証／登録の取得から自己適合宣言へ

当組合は、平成14年3月5日に本店(本部及び本店営業部)がISO14001規格に適合しているとして、(株)トーマツ審査評価機構の認証/登録を受けました。

また、認証/登録期限を平成17年3月に迎えた際には、更新審査を受けず、規格との適合を自らの責任において自己決定し自己宣言(以下『自己適合宣言』という)いたしました。

その理由は、外部機関による認証/登録を受けてきた期間と同様に、環境方針の実現や環境目標を達成するための活動を継続するとともに仕組みの再構築を図り、なおかつ、引き続き内部監査機能の充実と職員の環境教育の徹底を図ることによって、十分にISO14001の規格に適合し、企業の社会的責任も果たせると判断したからです。

○自己適合宣言とは

1996年に国際標準化機構(ISO)が定めたISO14001規格には、当該組織の環境マネジメントシステム(Plan-Do-Check-Actionの一連のサイクルにより環境負荷低減・配慮活動を継続的に実施するための仕組み)が規格に適合していることを実証する方法として、①外部組織による審査登録②規格との適合を自己決定し、自己宣言する、の二つが定められております。当組合が平成14年3月5日に認証/登録を受けたのは①によるものであり、平成17年3月3日の「自己適合宣言」は②によるもので、いずれも正しい実証方法であるということができます。

なお、ISO14001の2004年版規格では、規格に適合していることを実証する方法として次の4つが掲げられており、その中でも自己適合宣言について記されています。

- ①自己決定し、自己宣言する。
- ②例えば顧客など、組織に対して利害関係をもつ者による適合の確認を求める。
- ③組織外部の団体による、自己宣言の確認を求める。
- ④外部機関による環境マネジメントシステムの認証/登録を求める。

ISO 14001
自己適合宣言

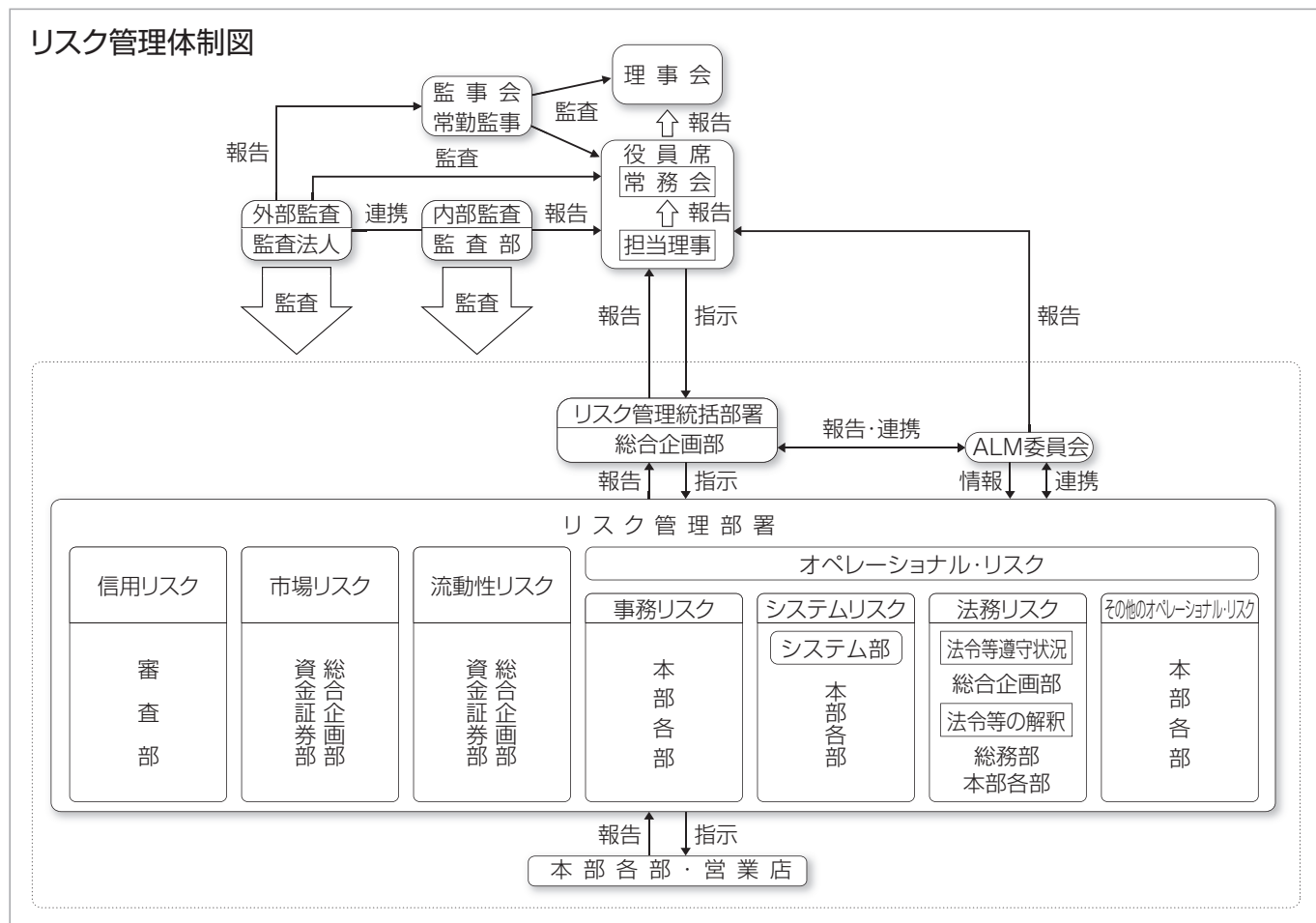
CSRの取組み(リスク管理体制)

リスク管理体制について

金融の国際化の進展や規制緩和により金融機関を取り巻く環境が大きく変化してきており、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融機関が直面するリスクも急速に拡大、多様化してきております。

当組合では、経営の健全性と収益力の向上による財務体質の強化を図るべく「リスク管理態勢の充実」を経営の最重要課題のひとつと位置付け、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

	内 容	管理方針
信用リスク	与信先の業況悪化等に伴い貸出等の返済などが契約どおりに行われず損失を被るリスク、又は資産の価値が減少・消失して損失を被るリスクをいいます。	与信リスク集中の排除とリスク対比リターンを極大化を狙いとした与信ポートフォリオ管理、厳正な審査に基づく個別与信管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって収益力を向上させるべく努めております。また、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図っております。 また、当組合では、信用格付制度を導入し、その格付結果に基づき厳格な自己査定を実施しております。
市場リスク	市場における金利、価格及び為替等の変動によって保有する資産が損失を被るリスク及び市場関連取引に付随する信用リスク等をいいます。	当組合は、内部構造分析における計量的測定資料を基に、ALM委員会において金利・為替・価格変動や収益状況を把握検討するとともに、適切なコントロールにより資産負債の総合的な管理を行っております。また、定期的及び必要に応じ、常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる統制された体制を構築しております。
流動性リスク	当組合の財務内容の悪化等により必要な資金が調達できなくなる、若しくは資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引が不能となり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。	的確な資金ポジションを確保するため運用・調達資金を日常的に集中管理し、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全な体制を整えております。資金繰り状況及び支払準備率は、定期的及び必要に応じ、常務会に報告する体制としております。
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務処理における正確性の確保を重視し、手続き・権限の厳格性、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、内部事務規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な事務指導・研修を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化に努めております。
	システムリスク	コンピュータ化、ネットワーク化の進展により、コンピュータシステムの停止などによる影響が一層大きくなってきていることに鑑み、システムの安定稼働に万全を期して、こうした障害などの発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の影響を極小化し早期の回復を図るために、災害対策システムの準備、各種インフラの二重化、バックアップ用のコンピュータの確保や障害訓練の実施などシステム障害、犯罪、事故に対して十分に対応し得る体制を構築するとともに危機管理マニュアル及びオンラインシステム関連のコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。
	法務リスク	法令等の遵守状況が不十分であること、その他法的原因により発生するリスクをいいます。 法務リスクの顕在化を未然に防止するため、より強固なコンプライアンス体制を確保する必要があることから、法令等遵守に関する基本方針を定めた「法令等遵守マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。さらに、コンプライアンスを実現するための具体的施策であるコンプライアンス・プログラムを年度ごとに作成して、着実な実践に取り組んでおります。



CSRの取組み(顧客保護等管理方針・金融商品に係る勧誘方針・利益相反管理方針)

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対応について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総務部

TEL 026-233-5620

【受付時間】 午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客さまの資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合はお客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下、「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまの利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客さまの間、及び当組合のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）として、以下の（１）、（２）に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当組合が利益を得、又は損失を回避している状況が存在すること。
- (2) 前(1)の状況がお客さまとの間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、対象取引の主管部署及び営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに当組合が利益を得たり、又は損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当組合又は他のお客さまの利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社等の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の本店のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総企画部

TEL 026-233-2111

【受付時間】 午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、「法等」という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等については、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載するとともに、窓口にも備付けることにより、公表しております。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者への提供

当組合は、次の場合を除き、あらかじめお客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客さまにお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを、別に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止、その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客さまからの開示・訂正・停止のご請求

(1) 開示のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

CSRの取組み(個人情報保護)

(3) 利用停止等のご請求

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

※これらのご請求にあたっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及び請求用紙が必要な場合は、当組合本支店窓口までお申出ください。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合本支店窓口又は以下の窓口にお申出ください。

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 総合企画部

TEL 026-233-2111
【受付時間】午前9時～午後5時(当組合の休業日を除く)
FAX: 026-233-5611

9. 証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当組合は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会の個人情報の取扱いについての苦情・ご相談をお受けしております。

(苦情・相談窓口)
日本証券業協会 個人情報相談室

TEL 03-3667-8427
【受付時間】午前9時～午後5時(平日)

個人情報保護に係る業務内容・利用目的

○業務内容

- ・預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ・投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ・その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

○利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ・融資のお申込みや継続的なご利用に際しての判断のため
- ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ・与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保等のため
- ・他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査並びに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・組合員資格の確認及び管理のため
- ・お客さまの安全及び財産を守るため、又は防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用するため
- ・その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

○機微情報に関わる利用目的

機微情報(政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保険医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報)は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合における金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

○個人信用情報に関わる利用目的

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合における金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引き受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取り扱いさせていただきます。
※詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命保険商品
保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度。
2. 傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）
保険契約者一人あたり、以下の各項目ごとに定められた給付金額を限度
 - ① 診断等給付金（一時金形式）… 1 保険事故につき100万円
 - ② 入院給付金……………日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円
 - ③ 手術給付金……………1手術につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円
 - ④ 診断等給付金（年金形式）……月額換算5万円

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談への対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、又は保険会社と連携して対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。
※保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 営業統括部

TEL 026-233-5610

【受付時間】午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）

共済募集指針

当組合は、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合は、お客さまに引受共済組合名をお知らせするとともに、共済契約を引き受け、共済金等をお支払いするのは共済組合であること、その他引受共済組合が破たんした場合等の共済契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い共済商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の共済商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を共済契約者とする共済募集を行う場合には、以下の共済金等の額を限度としてお取り扱いさせていただきます。
※詳細は、該当共済商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命共済商品
共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度。
2. 傷害共済を除く第三分野の共済商品（医療共済等）
共済契約者一人あたり、以下の各項目ごとに定められた給付金額を限度
 - ① 診断等給付金（一時金形式）… 1 共済事故につき100万円
 - ② 入院給付金……………日額5千円、特定の疾病に係る共済は日額1万円
 - ③ 手術給付金……………1手術につき20万円、特定の疾病に係る共済は40万円
 - ④ 診断等給付金（年金形式）……月額換算5万円

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた共済契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談への対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受共済組合所定のご連絡窓口へご案内、又は共済組合と連携して対応させていただくこともございます。
- 当組合は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。
※共済契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

〒380-8668 長野市新田町 1103-1
長野県信用組合 営業統括部

TEL 026-233-5610

【受付時間】午前9時～午後5時（当組合の休業日を除く）

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

地域貢献に関するけんしんの経営姿勢

当組合は、地域貢献に関して経営理念に次のとおり定めております。
『金融業務の健全性・適切性を確保し、信用の維持・向上に取り組み、もって地域社会の発展に貢献する。』

地域密着型金融に関する取組み

○地域密着型金融の推進に関する基本的な方針

地域密着型金融の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。

当組合は、地域密着型金融の本質及び経営理念を踏まえ、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう、地域密着型金融に関する取組みを引き続き実施します。また、地域密着型金融の恒久的な取組み方針及び地域貢献の状況並びに各種施策の進捗状況については、積極的に情報開示・公表する予定です。

○具体的な取組みの重点事項

【重点事項】

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底
3. 持続可能な地域経済への貢献

(注) 地域密着型金融の取組みについては、当組合のホームページに掲載しております。

○地域密着型金融の取組み実績(主要計数等)

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

経営改善支援等の取組み実績

(平成23年3月31日現在)

期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末に 債務者区分がラン クアップした 先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先数 γ	α のうち再生計 画を策定した先 数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
3,742先	254先	12先	236先	81先	6.79%	4.72%	31.89%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は平成22年度開始時の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。
5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含んでおりません。

創業・新事業支援融資実績

	件数	金額
平成22年度	26件	223百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

外部専門家・外部機関との連携強化

地域密着型金融で求められる、コンサルティング機能の充実の一環として、外部専門家・外部機関との連携強化に取り組んでおります。

(株)整理回収機構(RCC)との業務委託契約の締結(平成20年9月1日)をはじめ、長野県中小企業再生支援協議会、長野県中小企業団体中央会との連携による取引先企業の企業再生や経営改善支援等を行える態勢を整備しております。第57期においては、「TKC関東信越会長野支部」と業務提携(平成23年2月28日)を行い、取引先企業に対して、最適なソリューションの提案をはじめ、経営改善計画策定支援、さらに職員のコンサルティング能力向上の研修会の開催等、より充実した取引先企業の経営改善支援等に対する態勢を整えております。

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

2. 中小企業に適した資金供給手法

債権譲渡担保融資の実績

	件数	金額
平成22年度	59件	613百万円
うち流動資産担保融資の実績	59件	613百万円

(注) 1. 「債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。

2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含んでおりません。

中小企業資金繰り円滑化ローンの実績

	件数	金額
平成22年度	93件	826百万円

景気対応緊急保証制度（セーフティネット保証5号）融資の実績

	件数	金額
平成22年度	1,715件	15,927百万円

3. 持続可能な地域経済への貢献

医療関連事業分野の融資推進

地域に密着した事業展開において、医療関連事業分野（医療、介護、及びそれらに関連する事業）に寄せられる社会的な期待の高まりの重要性に鑑み、平成22年11月8日に専門部署として医療渉外部（平成23年4月1日に医療経営部へ改称）を新設いたしました。医療経営部では、地域ごとに担当者を配置し、営業店と一体となった融資推進活動を展開するとともに、顧問として招聘した現役医師による研修会の開催や会計事務所等との情報交換などを通じた営業店支援活動に取り組んでおります。

顧客満足度アンケートの実施

地域活性化につながる多様なサービスの提供を行うため、顧客満足度アンケートを実施しております。アンケートの結果については、常務会で協議のうえ、経営方針・施策等に反映しております。

なお、アンケートの結果及び経営・施策等に反映した事項については、取りまとめのうえ書面及び当組合ホームページで公表しております。

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(平成23年3月31日現在)

	貸出先数	金額
法人	3,515先	128,158百万円
個人事業主	11,140先	29,035百万円
(事業先合計)	14,655先	157,193百万円
個人	140,402先	73,995百万円
地方公共団体	50先	29,070百万円
合計	155,107先	260,260百万円

(平成23年3月31日現在)

	件数	金額
消費者ローン	35,696件	16,984百万円
住宅ローン	4,079件	43,158百万円
合計	39,775件	60,142百万円

地方自治体の中小企業向け制度資金の取扱状況

(平成23年3月31日現在)

	件数	金額
県制度資金	2,999件	16,674百万円
市町村制度資金	3,062件	11,468百万円
合計	6,061件	28,142百万円

CSRの取組み(地域貢献への取組み)

地域へのサービス

顧客の組織化とその活動状況

●サークル会

支店ごとに講演会・経営研究会・年金友の会等の開催を通じて、地域内顧客間の交流を深めております。

情報提供活動

●インターネットによる情報提供

当組合のホームページに各種預金・融資の商品概要、及び四半期の経営状況などを掲載しております。

●各種パンフレットの配布

けんしんの主なサービスをわかりやすくご紹介した「けんしんサービスカタログ」、相続税に関する基礎知識をまとめた「相続税の基礎知識」のほか、取扱商品・サービス等のパンフレットをお客さまに配布し、情報提供に努めております。

各種相談会の開催

●年金相談

各支店の窓口等において、お客さまから年金相談をお受けするほか、更に専門的な年金相談の希望がある場合は、本部の社会保険労務士がご相談をお受けしております。

●ローン相談会

平成19年8月から、平日は窓口へのご来店ができないお客さまのため「住宅ローン土曜相談会」を開催しました。平成21年3月からは、住宅ローンのほか、フリーローン・カーローン・奨学ローン等の個人ローン全般を対象とした「ローン相談会」に改称し、土曜日に全店一斉で開催しております。(開催月は奇数月とし、開催日はその都度お知らせしております。)

●相続に関する相談会《ゆずり葉相談会》

平成22年11月から、相続に対する関心を強くお持ちのお客さまを対象に、司法書士による「相続に関する相談会《ゆずり葉相談会》」を開催しております。(開催日、開催場所はその都度お知らせしております。)

顧客利便性の提供

●キャッシュカードによるお引出し手数料完全無料化

けんしんのキャッシュカードでけんしんのATMをご利用される場合、通常の時間帯のほか、夜間・土・日・祝日も「ATMお引出し手数料」を無料にしております。

●ATM24時間営業

本店営業部・若里支店・須坂支店・上田支店のATMは、24時間ご利用いただけます。

●コンビニATMサービス

セブン銀行ATMで、けんしんのキャッシュカードが24時間ご利用いただけます。さらに、時間帯によりご入金・お引出し手数料が無料となります。

また、ローソンATMは、時間帯により長野県内でのお引出し手数料が無料となります。(八十二銀行との提携による)

●ネットバンキングサービス

個人向けネットバンキングは、年間利用手数料無料のほか、振込手数料も優遇するなど、お客さまに利便性を提供しております。法人向けインターネットバンキングは、総合振込・給与振込等が行えるサービスです。さらに、個人向け・法人向けともに一部の取引において24時間ご利用いただけます。

スパイウェア等によるインターネットでの不正利用防止対策としては「ソフトウェアキーボード方式」を導入しております。さらに個人向けには携帯電話の操作によりパソコンで行うネットバンキングを停止する機能「IBロック」を、法人向けには「クライアント証明書方式」を採用しております。

●ATM通帳繰越サービス

ATMで通帳繰越ができるサービスを全店の店舗内ATMでご利用いただけます。

●キャッシュカードの被害防止対策

キャッシュカードの偽造・盗難による被害防止対策として、手のひらの静脈でご本人さまの確認を行う、生体認証型ATMを導入しております。また、ATM画面の覗き見防止フィルムの設置や一日のお引出し限度額を100万円(手のひら静脈認証口座は300万円)から0円の間でご利用者の希望金額に応じて自由に設定することができます。このほか、異常取引のシステムチェック等により、利用者の安全を第一にセキュリティ強化に努めております。

文化的・社会的貢献活動

ボランティア活動

地域密着及び地域貢献等により、ボランティア活動を実施しております。取組内容は、地域の道路・河川・商店街・公園等の清掃(山ノ内支店ほか)、店周道路にフラワーポットなどを置く美化活動(坂城支店ほか)、献血(更北支店)などです。

営業店ギャラリーの開放

9支店にギャラリーを併設し、地元の皆さまを中心とする各種展覧会など文化活動の発表の場を提供しております。

地域行事への積極的参加

県内各地で地域活性化をめざして行われる祭りや伝統行事に、積極的に参加しております。

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（平成23年6月24日現在）

理 事

会 長（代表理事）	ほそ 細	がや 萱	ひで 英	ほ 穂
理 事 長（代表理事）	あい 相	ざわ 澤	まさ 正	のり 紀
副理事長（代表理事）	はやし 林		よし 嘉	と 人
専務理事（代表理事）	あお 青	き 木		おさむ 修
常務理事（営業統括部長兼個人部長委嘱）	やま 山	ぎし 岸	みつ 光	ひろ 博
常務理事（審査部長委嘱）	くろ 黒	いわ 岩		きよし 清
常務理事（本店営業部長委嘱）	やま 山	ざき 崎	しげ 茂	と 樹

常勤理事（資金証券部長委嘱）

大 塚 寛
井 口 恒 雄

監 事

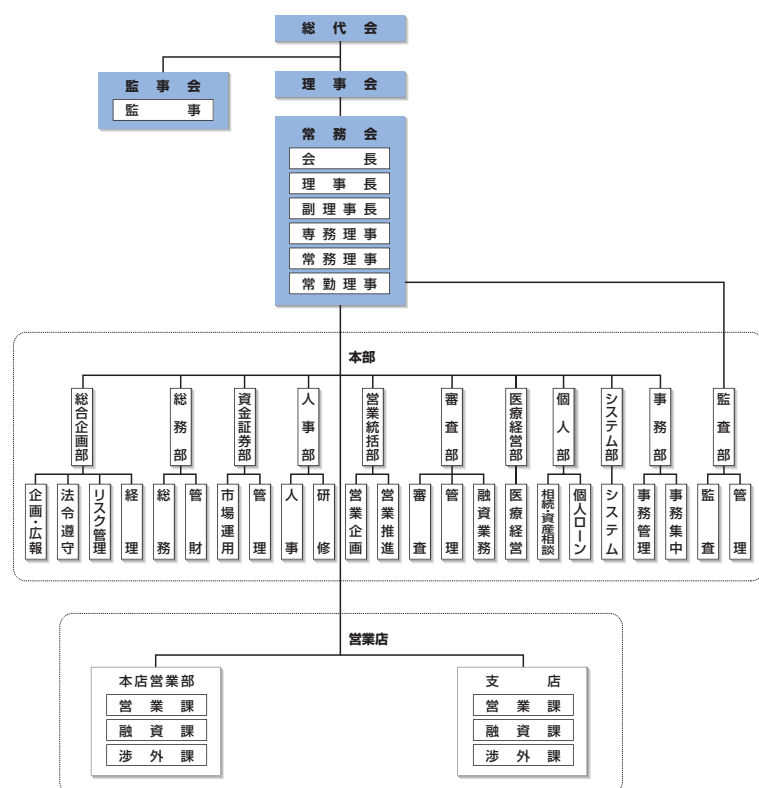
常勤監事

小 松 克 人
牛 山 今朝治
中 野 隆 夫

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業の組織

（平成23年6月24日現在）



総代会

総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小規模事業者及び勤労者等によって組織される協同組織による金融機関です。当組合は、組合員数が大変多いため、組合員の総意を適正に反映するため、総会に代えて総代会を設けています。

この総代会は、決算、定款等規約の変更及び役員の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営努力に取り組んでおります。

総代の選考方法

●総代の任期・定数

総代の任期は2年です。

総代の定数は、100人以上110人以内で、組合員数に応じて各選挙区ごとに定められております。平成23年3月31日現在総代数は104人で、組合員数は133,036人です。

●総代の選考手続き

総代の選考手続きは、選挙区ごとに無記名・自署・1人1票（連記式）による組合員の選挙に基づき、選出されます。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国為替取引（外国送金、外貨預金等）を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

ア. 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、全国信用協同組合連合会等の代理貸付業務
イ. 日本銀行の歳入復代理店業務

(2) 国債等の引受け及び引受国債等の募集取扱業務

(3) 債務の保証業務

(4) 地方公共団体の公金取扱業務

(5) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(6) 保護預り及び貸金庫業務

(7) 両替業務

(8) 有価証券の貸付

(9) 金銭債権の取得又は譲渡

(10) 投資信託の窓口販売

(11) 保険商品の窓口販売

(12) 確定拠出年金受付業務

(13) 金融商品仲介業務

店舗一覧表（事務所の名称及び所在地）（自動機器設置状況）

（平成23年6月1日現在）

地 区	店 名	所 在 地	電 話		ATM数
長野市	本部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2111		—
	本店営業部	〒380-8668 長野市新田町1103番地1	(026)233-2112	📞 夜間 仲介 投	4 24H
	東支店	〒380-0811 長野市東鶴賀90番地	(026)234-2327	📞	2
	古牧支店	〒381-0034 長野市高田436番地1	(026)244-2233	📞	2
	吉田支店	〒381-0043 長野市吉田二丁目23番4号	(026)244-5922	夜間	2
	中越支店	〒381-0044 長野市中越一丁目7番11号	(026)241-3737	📞 投	2
	高田支店	〒381-0033 長野市南高田一丁目16番地9	(026)259-3861	📞 夜間 G	2
	若里支店	〒380-0928 長野市若里一丁目20番17号	(026)224-1234	📞 G 投	2 24H
	更北支店	〒381-2211 長野市稲里町下水氷1248番地4	(026)284-1020	📞 夜間 G	2
	篠ノ井支店	〒388-8004 長野市篠ノ井会213番地2	(026)293-1560	投	2
	松代支店	〒381-1231 長野市松代町松代547番地1	(026)278-2127		2
飯山市	飯山支店	〒389-2253 飯山市大字飯山221番地3	(0269)62-3171	📞 投	2
下高井郡	山ノ内支店	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穂字町南2985番1	(0269)33-3505	投	2
中野市	中野支店	〒383-0022 中野市中央一丁目11番3号	(0269)22-2135	📞 夜間 投	2
	中野西支店	〒383-0045 中野市大字江部1206番地	(0269)26-2511	📞	2
須坂市	須坂支店	〒382-0076 須坂市大字須坂1234番地1	(026)245-0620	📞 仲介 投	3 24H
	須坂南支店	〒382-0098 須坂市墨坂南二丁目5番7号	(026)248-3911	夜間 投	2
千曲市	更埴支店	〒387-0012 千曲市大字桜堂360番地1	(026)272-6611	📞 夜間 G	2
	戸倉支店	〒389-0804 千曲市大字戸倉字上中町1793番地2	(026)276-3366	📞 夜間	2
埴科郡	坂城支店	〒389-0601 埴科郡坂城町大字坂城6410番地の1	(0268)82-2063	投	2
上田市	上田支店	〒386-0018 上田市常田二丁目36番1号	(0268)22-7255	📞 夜間 仲介 投	2 24H
	神科支店	〒386-0002 上田市住吉53番8	(0268)25-1411	📞	2
	上田原支店	〒386-1102 上田市上田原506番地27	(0268)23-7755	📞 夜間 G	2
小諸市	丸子支店	〒386-0404 上田市上丸子961番地1	(0268)42-3141	📞	2
	小諸支店	〒384-0014 小諸市荒町一丁目4番7号	(0267)22-1720	📞 夜間	2
佐久市	岩村田支店	〒385-0021 佐久市長土呂255番地1	(0267)68-7811	📞 夜間 G	2
	野沢支店	〒385-0053 佐久市野沢91番地の7	(0267)62-0501	夜間	1
	望月支店	〒384-2202 佐久市望月字金井原131番地の1	(0267)53-3050		1
北佐久郡	立科支店	〒384-2305 北佐久郡立科町大字芦田1166番地2	(0267)56-0171	📞	1
	軽井沢支店	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2419番地10	(0267)46-1200		2
大町市	大町支店	〒398-0002 大町市大町2513番地	(0261)22-0965	投	2
安曇野市	穂高支店	〒399-8303 安曇野市穂高2557番地1	(0263)82-8611	📞 夜間 G	2
	豊科支店	〒399-8205 安曇野市豊科4502番地3	(0263)72-2870	📞 夜間	2
松本市	松本支店	〒390-0815 松本市深志二丁目5番2号	(0263)33-0255	📞 夜間 仲介 投	3
	城東支店	〒390-0807 松本市城東一丁目5番14号	(0263)32-9519	📞 夜間	2
	庄内支店	〒390-0821 松本市筑摩一丁目14番17号	(0263)28-1211	📞 夜間 G	2
	松本南支店	〒390-0847 松本市笹部二丁目1番57号	(0263)27-0200	📞 夜間	2
	松本西支店	〒390-0852 松本市大字島立788番12	(0263)47-7170	📞	2
	村井支店	〒399-0036 松本市村井町南三丁目1番1号	(0263)86-5070	📞 夜間	2
	塩尻支店	〒399-0703 塩尻市大字広丘高出1551番地7	(0263)52-6550		2
塩尻市	塩尻昭電前支店	〒399-6461 塩尻市大字宗賀545番地	(0263)52-0755		1
木曽郡	木曽支店	〒397-0001 木曽郡木曽町福島5307番地4	(0264)22-3631	G	1
岡谷市	岡谷支店	〒394-0028 岡谷市本町四丁目2番4号	(0266)22-4855	仲介 投	2
諏訪郡	下諏訪支店	〒393-0076 諏訪郡下諏訪町矢木西135番4	(0266)28-7611	📞	2
諏訪市	諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手二丁目4番3号	(0266)52-5588	夜間	2
	諏訪南支店	〒392-0012 諏訪市大字四賀2198番地6	(0266)52-8581	📞 夜間 投	2
茅野市	茅野支店	〒391-0002 茅野市塚原二丁目8番21号	(0266)72-4128	📞 投	2
	宮川支店	〒391-0013 茅野市宮川茅野4299番5	(0266)73-7391	📞 夜間	2
伊那市	伊那支店	〒396-0023 伊那市山寺250番地3	(0265)78-6611	投	2
駒ヶ根市	駒ヶ根支店	〒399-4114 駒ヶ根市上穂南1番5号	(0265)82-3137		2

(前ページより続く)

地 区	店 名	所 在 地	電 話		ATM数
飯田市	飯田支店	〒395-0043 飯田市通り町四丁目1273番地1	(0265)22-3925	 夜間  投	2
	鼎支店	〒395-0801 飯田市鼎中平2283番地1	(0265)24-8811		1
	八幡支店	〒395-0812 飯田市松尾代田1706番地1	(0265)22-8511	 夜間	1

- (注) 1.   印は貸金庫を設置している店舗です。なお、 印の店舗は、手のひら静脈認証全自動貸金庫を設置しております。
2.  印は夜間金庫を設置している店舗です。
3.  印はギャラリーを併設している店舗です。
4.  印は金融商品仲介業務取扱店です。
5.  印は投資信託の窓口販売取扱店です。
6.  印はATM24時間営業の店舗です。

○ATMの営業のご案内

○けんしんのカード

「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。

全店のATMで「手のひら口座」がご利用いただけます。

○ATMの営業時間・ご利用内容

	営業時間		ご利用内容	
	平 日	土・日・祝日	日 中 【 平 日 】 8:00～21:00 【 土・日・祝日 】 9:00～19:00	夜間・早朝 【 平 日 】 8:00以前・21:00以降 【 土・日・祝日 】 9:00以前・19:00以降
一般の店舗	8:00～21:00	9:00～19:00	 ご入金  残高照会  お振込  暗証番号の変更  ご利用限度額の引き下げ  キャッシング(お借入・ご返済・残高照会)	 お引出し  通帳記入／繰越  お振替
本店営業部 若里支店 須坂支店 上田支店	24時間営業 ただし、毎週日曜日22:00から翌月曜日8:00、月曜日が休日の場合は9:00まで休業させていただきます。		 お引出し  残高照会  通帳記入／繰越  お振替  暗証番号の変更  ご利用限度額の引き下げ	 お引出し  残高照会  通帳記入／繰越  お振替  暗証番号の変更  ご利用限度額の引き下げ

※平日午後3時以降及び土・日・祝日のお振込は翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)

※土・日・祝日のお振込及びキャッシングのご利用時間は9:00～17:00となります。

※他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。(所定の手数料がかかります)

現金自動機器設置台数

(平成23年6月1日現在)

	店舗内	店舗外	合 計
ATM(現金自動預払機)	101	27	128
C D(現金自動支払機)	—	21	21

コンビニATM

(平成23年6月1日現在)

○セブン銀行ATM

地 区	お取引	お取扱時間			ご入金・お引出し手数料無料時間	
		平 日	土曜日	日曜日・祝日	平 日	土曜日
県 内	ご入金・お引出し・残高照会	0:00～24:00			8:45～18:00	9:00～14:00
県 外						

- (注) 1. 早朝・夜間、土曜日午後、日曜日、12月31日など、ご入金・お引出し手数料が有料の時間は105円がかかります。
2. 日曜日22:00～月曜日8:00(月曜日が休日の場合は9:00まで)はご利用いただけません。
また、第1・3金曜日から土曜日(金曜日が祝日の場合は木曜日から金曜日)の23:50～0:10、及び第1・3金曜日に続く月曜日が休日の場合は月曜日から火曜日の23:50～0:10はご利用いただけません。
3. ATMが設置されていない地域・店舗もあります。

○ローソンATM

地 区	お取引	お取扱時間			お引出し手数料無料時間	
		平 日	土曜日	日曜日・祝日	平 日	土曜日
県 内	お引出し・残高照会	8:00～21:00	9:00～17:00		8:45～18:00	9:00～14:00
県 外						

- (注) 早朝・夜間、土曜日午後、日曜日など、お引出し手数料が有料の時間は105円がかかります。
また、県外でのお引出しは時間により105円又は210円がかかります。

店舗外キャッシュコーナー

(平成23年6月1日現在)

○当組合設置

地 区	設 置 場 所	利用 認証	振込	企業内	お取扱時間		
					平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	長野県庁	☑	●		8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	長野市役所	☑	●		9:00～17:00		
	ながの東急百貨店(注)5	☑	●		9:45～19:00	9:45～19:00	9:45～19:00
	コープながの長野稲里店	☑	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	ウエストプラザ長野	☑	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	ケースタウン若里	☑	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	けんしん若里ビル	☑	●		8:45～18:00	9:00～17:00	
飯山市	飯山本町	☑	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
中野市	イオン中野店	☑	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	タカギセイコー	☑	●	●	9:00～17:30	9:00～17:00	
	ベイシア中野店	☑	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上田市	秋和ショッピングセンター	☑	●		8:45～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	イオン上田ショッピングセンター	☑	●		8:45～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	アリオ上田店	☑	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	武石ショッピングセンター	☑	●		10:00～19:00	10:00～19:00	10:00～19:00
佐久市	佐久市役所望月支所	☑	●		9:00～18:00		
北佐久郡立科町	池の平ホテル	☑	●		9:00～17:30	9:00～17:00	
	立科町役場	☑	●		9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
大町市	大町昭電前	☑	●		8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
安曇野市	安曇野赤十字病院	☑	●		9:00～18:00	9:00～14:00	
	ベイシアあづみの堀金店	☑	●		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
松本市	松本市役所	☑	●		8:45～18:00		
	松本合同庁舎(注)5	☑	●		8:45～18:00		
	ネオパーク松本店	☑	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	信州大学医学部附属病院	☑	●		8:45～19:00	9:00～17:00	
東筑摩郡山形村	i CITY21	☑	●		9:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
茅野市	ベルビア	☑	●		9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、「ATMお引出し手数料」は、夜間・土・日・祝日「いつでも無料」です。
 2. 当組合設置のATMはすべて「手のひら静脈認証対応」ATMです。
 3. 当組合設置のATMでご利用いただけるお取引は、「ご入金・お引出し・残高照会・通帳記入・お振込・お振替・暗証番号の変更・ご利用限度額の引き下げ」です。また、平日午後3時以降及び土・日・祝日のお振込は翌営業日のお取扱いになります。(所定の手数料がかかります)
 4. 他金融機関カード・クレジットカードがご利用いただけます。ただし、所定の手数料がかかります。
 5. ながの東急百貨店及び松本合同庁舎には、当組合設置のATMのほか、他金融機関との共同設置のATMがございます。

○他金融機関との共同設置(お引出し・残高照会)

地 区	設 置 場 所	お取扱時間		
		平 日	土曜日	日曜日・祝日
長野市	ながの東急ライフ	10:00～19:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	長野市民病院	9:00～18:00		
	JR長野駅	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	長野赤十字病院	8:45～18:00		
飯山市	飯山ショッピングタウン	10:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
中野市	高井富士ショッピングセンター(ユー・パレット)	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
須坂市	マツヤ須坂西店	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
大町市	アップルランド大町駅前店	10:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
安曇野市	アートタウンショッピングセンター(WATAHAN)	9:30～20:00	9:30～17:00	9:30～17:00
	イオン豊科店	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	エルサあづみ野	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
塩尻市	塩尻市役所	8:45～18:00		
諏訪市	諏訪赤十字病院	8:45～18:00	9:00～17:00	
茅野市	茅野市役所	9:00～18:00		
	セブンイレブン茅野堀店	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	メリーパーク	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	パロー諏訪店	10:00～21:00	10:00～17:00	10:00～17:00
伊那市	ベルシャインニシザワ	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
駒ヶ根市	ベルシャイン駒ヶ根店	10:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
飯田市	アピタ飯田店	10:00～20:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	イオン飯田店	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00

- (注) 1. けんしんのカードをご利用の場合、平日8:45～18:00はATMお引出し手数料が無料となります。ただし、平日18時以降及び土・日・祝日は105円がかかります。(アップルランド大町駅前店については土曜日10:00～14:00も無料となります)
 2. お取扱日・お取扱時間はそれぞれ異なります。また、1月1日～3日はご利用いただけません。
 3. けんしんのカードをご利用の場合は、「お引出し・残高照会」がご利用いただけます。

資料

継続企業の前提の疑義

法定監査の状況

代表理事の確認

経理・経営内容 22

貸借対照表

損益計算書

剰余金処分計算書

主要な経営指標の推移

業務純益

組合員の推移

粗利益

受取利息及び支払利息の増減

総資産利益率

総資金利鞘等

預貸率及び預証率

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

有価証券の時価等情報

金銭の信託

デリバティブ取引

経費の内訳

資金調達 30

預金種目別平均残高

定期預金金利区分別残高

預金者別預金残高

資金運用 30

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

貸出金金利区分別残高

貸出金使途別残高

貸出金業種別残高及び構成比

貸出金種類別平均残高

消費者ローン・住宅ローン残高

有価証券の種類別平均残高

商品有価証券の種類別平均残高

有価証券の種類別・残存期間別残高

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等 32

自己資本調達手段の概要

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の構成に関する事項

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスク削減手法に関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーに関する事項

金利リスクに関する事項

継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。

法定監査の状況

当組合は、有限責任監査法人トーマツより平成23年5月19日付で「協同組合による金融事業に関する法律」による監査証明を受けております。

代表理事の確認

私は、当組合の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度(第57期)の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成23年5月19日

長野県信用組合

理事長

相澤正紀



経理・経営内容

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成22年3月期 (平成22年3月31日現在)	平成23年3月期 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	10,310	9,591
預け金	31,650	26,117
有価証券	480,549	519,056
国債	239,647	324,201
地方債	5,263	4,803
社債	167,475	148,353
株式	12,390	7,866
その他の証券	55,772	33,831
貸出金	268,451	260,260
割引手形	5,231	5,546
手形貸付	28,852	27,336
証書貸付	202,785	196,582
当座貸越	31,581	30,794
その他資産	3,323	2,873
未決済為替貸	35	32
全信組連出資金	465	465
前払費用	0	0
未収収益	2,403	2,046
その他の資産	418	329
有形固定資産	13,686	14,248
建物	5,725	5,527
土地	7,033	7,046
建設仮勘定	0	816
その他の有形固定資産	927	858
無形固定資産	725	619
ソフトウェア	302	196
その他の無形固定資産	423	423
繰延税金資産	4,516	5,121
債務保証見返	879	731
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△5,079 (△4,116)	△3,757 (△2,818)
資産の部合計	809,013	834,861

(単位:百万円)

科 目	平成22年3月期 (平成22年3月31日現在)	平成23年3月期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	755,751	795,519
当座預金	8,180	7,784
普通預金	154,218	172,462
貯蓄預金	709	632
通知預金	387	206
定期預金	570,846	596,848
定期積金	20,163	16,469
その他の預金	1,245	1,116
その他負債	13,881	1,592
未決済為替借	54	55
未払費用	2,163	1,155
給付補てん備金	44	30
未払法人税等	382	15
前受収益	188	174
払戻未済金	1	0
資産除去債務	/	102
未払金	10,958	(※) —
その他の負債	88	58
賞与引当金	323	313
役員賞与引当金	36	9
退職給付引当金	1,999	1,870
役員退職慰労引当金	63	77
睡眠預金払戻損失引当金	25	30
偶発損失引当金	42	34
債務保証	879	731
負債の部合計	773,003	800,180
(純資産の部)		
出資金	1,065	1,064
普通出資金	1,065	1,064
利益剰余金	37,696	38,618
利益準備金	1,066	1,065
その他利益剰余金	36,630	37,553
特別積立金	33,341	36,621
当期末処分剰余金	3,289	932
組合員勘定合計	38,761	39,683
その他有価証券評価差額金	△2,752	△5,002
評価・換算差額等合計	△2,752	△5,002
純資産の部合計	36,009	34,681
負債及び純資産の部合計	809,013	834,861

(※) P27注記事項31. を参照願います。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成22年3月期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成23年3月期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
経常収益	18,561	22,249
資金運用収益	15,352	15,242
貸出金利息	6,993	6,682
預け金利息	253	131
有価証券利息配当金	8,083	8,407
その他の受入利息	21	20
役務取引等収益	534	499
受入為替手数料	228	226
その他の役務収益	305	272
その他業務収益	2,359	5,977
国債等債券売却益	2,335	5,943
その他の業務収益	23	34
その他経常収益	316	529
株式等売却益	245	470
その他の経常収益	70	58
経常費用	14,894	20,796
資金調達費用	2,647	1,727
預金利息	2,601	1,701
給付補てん備金繰入額	45	25
役務取引等費用	975	990
支払為替手数料	79	78
その他の役務費用	896	911
その他業務費用	1,616	8,012
国債等債券売却損	1,614	8,009
その他の業務費用	2	3
経費	8,254	8,446
人件費	4,815	5,035
物件費	3,184	3,152
税金	255	259
その他経常費用	1,399	1,620
貸倒引当金繰入額	1,086	256
貸出金償却	143	28
株式等売却損	19	1,174
株式等償却	0	34
その他の経常費用	149	126
経常利益	3,667	1,452

(右上に続く)

(単位:百万円)

科 目	平成22年3月期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成23年3月期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
特別利益	5	4
固定資産処分益	1	0
償却債権取立益	4	3
特別損失	63	82
固定資産処分損	13	8
減損損失	49	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	/	67
税引前当期純利益	3,610	1,373
法人税、住民税及び事業税	418	16
還付法人税	△47	/
過年度法人税等	/	18
法人税等調整額	△46	405
法人税等合計	325	441
当期純利益	3,284	932
前期繰越金	5	0
当期末処分剰余金	3,289	932

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成22年3月期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成23年3月期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当期末処分剰余金	3,289	932
利益準備金限度超過額取崩額	1	0
合計	3,290	933
剰余金処分額	3,290	930
出資に対する配当金	10 (年1%の割合)	10 (年1%の割合)
特別積立金	3,280	920
次期繰越金	0	2

貸借対照表（平成23年3月期）

注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他の有形固定資産	4年～8年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額を損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額	301,976百万円
年金財政計算上の給付債務の額	338,625百万円
差引額	△36,648百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
3.919%
 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円及び繰越不足金20,024百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金70百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致いたしません。
 - 平成23年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,655百万円
未認識数理計算上の差異	△200百万円
未認識過去勤務債務	△14百万円
退職給付引当金	△1,870百万円
 - 平成22年度の退職給付費用の内訳

勤務費用	88百万円
利息費用	26百万円
数理計算上の差異償却額	△62百万円
過去勤務債務の償却額	△0百万円
厚生年金基金掛金	281百万円
 - 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.5%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を引当てております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,813百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は130百万円、延滞債権額は6,237百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定返済日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は1,099百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,467百万円であります。
 なお、上記16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,546百万円であります。

21. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
 公金取扱い、日本銀行歳入復代理店取引、為替決済、手形交換所保証、全国信用組合保障基金、当座借越担保、受入れのために預け金14,525百万円及びその他の資産1百万円を担保提供しております。

22. 出資1口当たりの純資産額は32,577円99銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金及び有価証券であります。また、有価証券は、主に国債を中心とした国内債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスク管理要綱に従い、与信について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び総合企画部によって行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、資金証券部において、信用格付業者の格付・信用情報及び時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当組合は、ALMによって金利及び為替リスクを含む価格の変動リスクを管理しております。リスク管理規程及び市場リスク管理要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理方針に基づき、常務会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会等の監督の下、預け金有価証券等運用規程、市場運用資金計画書等に従い行われております。

市場運用商品の購入等を行う資金証券部では、投資限度額を遵守し、事前審査を行うほか、継続的なモニタリングを通じて金利及び価格変動リスクのコントロールに努めております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間及び価格変動リスクを総合的に把握

し、バリュー・アット・リスク分析等（以下「VaR分析」という）によりモニタリングを行い、ポジション枠及びリスク・リミットの遵守状況等を、ALM委員会を通じて月次ベースで常務会に報告しております。

③市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスク並びに価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、以下のとおり定量的な分析を行っております。

(i) 有価証券

当組合では、「有価証券」のうち、債券、外国証券、株式の市場リスク量をVaR分析により月次で計測し、リスク量がリスク限度枠の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaR分析は、金利（債券）は分散共分散法、為替（外国証券）はモンテカルロ法、株式はTOPIXによるモンテカルロ法によりペータ値で算出しており、いずれも保有期間60営業日、信頼水準99%（信頼区間2.33σ）、観測期間250日で算出しております。平成23年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で15,800百万円であります。

なお、当組合では、計測した市場リスクの保有期間60日のリスク量と、実際の為替・株価・金利変動を反映させた保有期間60日の期間損益を比較し、リスク計測モデルの信頼性を検証するバック・テストを実施しております。具体的には、為替・株式・債券の期間損益を合計して有価証券ポートフォリオの期間損益とし、有価証券ポートフォリオの期間損益が、検証対象月の前月末現在で算出した市場リスクのVaRに収まっているか等を確認しておりますが、平成22年度に関して実施したバック・テストの結果、有価証券ポートフォリオの実際の損失がVaRを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ii) 有価証券以外の金融商品

当組合では、有価証券を除く「預け金」、「貸出金」及び「預金積金」について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合、預け金は17百万円、貸出金は467百万円、預金積金は634百万円、それぞれ時価が減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して中長期的な資金管理を行うほか、短期的には資金繰り状況を把握して流動性

リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によって、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2) 参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金	9,591	9,591	—
(2)預け金	26,117	26,227	110
(3)有価証券	518,852	520,393	1,540
満期保有目的の債券	103,258	104,799	1,540
その他有価証券	415,594	415,594	—
(4)貸出金(※1)	260,260		
貸倒引当金	△3,757		
	256,502	258,563	2,061
金融資産計	811,064	814,777	3,712
(1)預金積金	795,519	796,675	1,155
金融負債計	795,519	796,675	1,155

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自組合保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、同様の債券を引き受けた場合に想定される利率で割り引いて、時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて、時価を算定しております。

なお、返済期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要払性預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、

定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	152
組合出資金(※2)	51
合計	203

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

- (※2) 組合出資金のうち、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	20,617	5,500	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	5,205	98,052
その他有価証券のうち満期があるもの	37,090	154,212	35,703	147,093
貸出金(※2)	76,469	80,542	40,053	26,079
合計	134,176	240,254	80,962	271,225

- (※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは1年以内に含めております。

- (※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※1)	602,759	192,760	0	—
合計	602,759	192,760	0	—

- (※1) 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	83,595 _{百万円}	85,261 _{百万円}	1,665 _{百万円}
小計	83,595	85,261	1,665

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	19,662 _{百万円}	19,537 _{百万円}	△124 _{百万円}
小計	19,662	19,537	△124

合計 103,258 104,799 1,540

- (注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	4,089 _{百万円}	3,557 _{百万円}	532 _{百万円}
債券	233,341	228,841	4,500
国債	92,919	91,501	1,418
地方債	4,628	4,497	131
社債	135,793	132,842	2,950
その他	—	—	—
小計	237,431	232,398	5,032

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	3,625 _{百万円}	4,185 _{百万円}	△560 _{百万円}
債券	140,758	144,196	△3,438
国債	128,023	131,347	△3,324
地方債	175	176	△0
社債	12,559	12,673	△113
その他	33,780	42,062	△8,282
小計	178,163	190,445	△12,282

合計 415,594 422,844 △7,249

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、上記の差額から繰延税金資産2,247百万円を差し引いた額△5,002百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について34百万円の減損処理を行っております。

また、減損処理に当たっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落している場合にはすべて減損処理を行っております。

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損	
	813,527百万円	6,414百万円	9,183百万円	
その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	37,090 _{百万円}	154,212 _{百万円}	40,908 _{百万円}	245,146 _{百万円}
国債	17,446	36,175	25,433	245,146
地方債	529	868	3,405	—
社債	19,114	117,167	12,070	—
その他	—	22,240	11,540	—
合計	37,090	176,452	52,448	245,146

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメント契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、79,778百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが34,189百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見

直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	835 _{百万円}
賞与引当金損金算入限度額超過額	97
退職給付引当金損金算入限度額超過額	564
減価償却費損金算入限度額超過額	459
減損損失否認	149
有価証券償却損金不算入額	596
その他有価証券評価差額金	2,247
繰越欠損金	313
その他	152
繰延税金資産小計	5,416
評価性引当額	△286
繰延税金資産合計	5,130
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	9
繰延税金資産の純額	5,121 _{百万円}

(表示方法の変更)

31. 前事業年度において別掲しておりました「未払金」は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他の負債」に含めて表示しております。

(会計方針の変更)

32. 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4百万円、72百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は102百万円であります。

損益計算書(平成23年3月期)

注記事項

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- その他の経常費用には債権売却損33百万円が含まれております。
- 出資1口当りの当期純利益 875円61銭
- 当組合は、事業用店舗、遊休資産等の固定資産について、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円(土地0百万円、建物1百万円、その他の有形固定資産3百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:百万円)

場所	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗等 1か所	土地、建物、その他	4
	遊休資産 1か所	土地	0
合計			5

当組合は、事業用店舗については、原則として支店をグループニングの単位としております。遊休資産については、各資産をグループニングの単位としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値であります。正味売却価額は、路線価に基づき算出し、使用価値は、将来キャッシュ・フローを1.670%で割り引いて算出しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
利益					
経常収益	14,295	17,468	18,529	18,561	22,249
経常利益	3,068	1,640	△4,976	3,667	1,452
当期純利益	1,853	978	△4,481	3,284	932
残高					
預金積金残高	635,478	701,295	728,275	755,751	795,519
貸出金残高	254,785	260,144	268,275	268,451	260,260
有価証券残高	376,827	425,668	426,286	480,549	519,056
総資産額	683,304	744,814	767,138	809,013	834,861
純資産額	42,547	37,238	28,619	36,009	34,681
単体自己資本比率	16.82%	15.15%	11.35%	14.61%	15.02%
出資総額	1,067	1,067	1,066	1,065	1,064
出資総口数	1,067,962口	1,067,077口	1,066,296口	1,065,086口	1,064,559口
出資に対する配当金	42	42	10	10	10
職員数	675人	684人	683人	674人	669人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 職員数には、アルバイト、パート及び被出向の職員は含んでおりません。
 3. 単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
 4. 平成21年3月期以降の単体自己資本比率は、従来基準により算出しております。なお、自己資本比率規制の特例措置を適用し算出した場合の平成23年3月期の自己資本比率は、17.13%となっております。

業務純益

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
業務純益	4,679	2,567

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
受取利息の増減	572	△110
支払利息の増減	△924	△919

組合員の推移

(単位:人)

	平成22年3月期	平成23年3月期
個人	121,398	120,913
法人	12,205	12,123
合計	133,603	133,036

総資産利益率

(単位:%)

	平成22年3月期	平成23年3月期
総資産経常利益率	0.45	0.17
総資産当期純利益率	0.41	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率=

$$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

粗利益

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
資金運用収益	15,352	15,242
資金調達費用	2,647	1,727
資金運用収支	12,705	13,515
役務取引等収益	534	499
役務取引等費用	975	990
役務取引等収支	△441	△491
その他業務収益	2,359	5,977
その他業務費用	1,616	8,012
その他業務収支	742	△2,034
業務粗利益	13,006	10,989
業務粗利益率	1.69%	1.36%

- (注) 1. 資金調達費用のうち、金銭の信託運用見合費用は平成22年3月期及び平成23年3月期とも該当ありません。
 2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	平成22年3月期	平成23年3月期
資金運用利回 (a)	1.99	1.89
資金調達原価率 (b)	1.46	1.30
資金利鞘 (a-b)	0.53	0.59

預貸率及び預証率

(単位:%)

		平成22年3月期	平成23年3月期
預貸率	(期末)	35.52	32.71
	(期中平均)	34.90	33.34
預証率	(期末)	63.58	65.24
	(期中平均)	62.14	63.71

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	767,828	15,352	1.99	804,555	15,242	1.89
うち貸出金	260,324	6,993	2.68	259,684	6,682	2.57
うち預け金	43,603	253	0.58	48,227	131	0.27
うち有価証券	463,434	8,083	1.74	496,178	8,407	1.69
資金調達勘定	745,774	2,647	0.35	778,715	1,727	0.22
うち預金積金	745,774	2,647	0.35	778,715	1,727	0.22
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年3月期184百万円、平成23年3月期148百万円)を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定のうち、金銭の信託運用見合額は、平成22年3月期及び平成23年3月期とも該当ありません。

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		平成22年3月期			平成23年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	83,595	85,261	1,665
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	71,341	70,916	△424	19,662	19,537	△124
合計		71,341	70,916	△424	103,258	104,799	1,540

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

		平成22年3月期			平成23年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,384	6,666	1,717	4,089	3,557	532
	債券	231,239	227,033	4,206	233,341	228,841	4,500
	国債	73,121	72,110	1,010	92,919	91,501	1,418
	地方債	5,263	5,177	85	4,628	4,497	131
	社債	152,854	149,744	3,109	135,793	132,842	2,950
	その他	—	—	—	—	—	—
小計		239,623	233,699	5,923	237,431	232,398	5,032
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,753	3,979	△225	3,625	4,185	△560
	債券	109,805	110,584	△778	140,758	144,196	△3,438
	国債	95,185	95,728	△543	128,023	131,347	△3,324
	地方債	—	—	—	175	176	△0
	社債	14,620	14,855	△235	12,559	12,673	△113
	その他	55,720	64,629	△8,908	33,780	42,062	△8,282
小計		169,280	179,193	△9,912	178,163	190,445	△12,282
合計		408,904	412,892	△3,988	415,594	422,844	△7,249

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

3. 「その他」は、外国証券です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	382,749	2,543	1,634	813,527	6,414	9,183

7. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	252		152	
組合出資金	51		51	

経理・経営内容

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

(協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。

経費の内訳

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
人件費	4,815	5,035
報酬給料手当	3,989	4,207
賞与引当金純繰入額	△3	△9
退職給付費用	312	333
社会保険料等	516	503
物件費	3,184	3,152
事務費	796	814
固定資産費	574	582
事業費	239	240
人事厚生費	63	60
預金保険料	587	614
その他	922	838
税金	255	259
経費合計	8,254	8,446

資金運用

貸出金担保の種類別残高・債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	貸出金残高				債務保証見返額			
	平成22年3月期		平成23年3月期		平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	19,509	7.2	19,300	7.4	256	28.3	175	23.3
有価証券	199	0.0	188	0.0	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	72,177	26.8	65,866	25.3	360	39.7	189	25.2
その他	5,081	1.8	5,393	2.0	—	—	—	—
小計	96,967	36.1	90,748	34.8	616	68.0	365	48.6
信用保証協会・信用保険	56,528	21.0	56,144	21.5	38	4.2	29	3.9
保証	91,706	34.1	89,956	34.5	250	27.6	355	47.3
信用	23,248	8.6	23,411	8.9	—	—	—	—
合計	268,451	100.0	260,260	100.0	905	100.0	750	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	127,759	47.5	123,005	47.2
変動金利	140,692	52.4	137,254	52.7
合計	268,451	100.0	260,260	100.0

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	141,457	18.9	169,914	21.8
定期性預金	603,627	80.9	608,124	78.0
その他の預金	689	0.0	676	0.0
合計	745,774	100.0	778,715	100.0

(注)「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	567,336	99.3	593,705	99.4
変動金利	3,509	0.6	3,142	0.5
その他	0	0.0	0	0.0
合計	570,846	100.0	596,848	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人預金	621,302	82.2	642,656	80.7
法人預金	134,448	17.7	152,862	19.2
一般法人	103,004	13.6	110,954	13.9
金融機関	3,035	0.4	2,816	0.3
公金	28,408	3.7	39,091	4.9
合計	755,751	100.0	795,519	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	170,809	63.6	166,886	64.1
設備資金	97,642	36.3	93,374	35.8
合計	268,451	100.0	260,260	100.0

貸出金業種別残高及び構成比

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期	
	金額	構成比
製造業	41,576	15.4
農業	1,003	0.3
林業	51	0.0
漁業	32	0.0
鉱業	798	0.2
建設業	26,696	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	603	0.2
情報通信業	735	0.2
運輸業	4,361	1.6
卸売・小売業	25,668	9.5
金融・保険業	314	0.1
不動産業	23,246	8.6
各種サービス	38,784	14.4
その他の産業	118	0.0
小計	163,991	61.0
地方公共団体	28,715	10.6
個人(住宅・消費・納税資金等)	75,743	28.2
合計	268,451	100.0

(単位:百万円、%)

	平成23年3月期	
	金額	構成比
製造業	39,927	15.3
農業、林業	1,035	0.3
漁業	28	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	785	0.3
建設業	24,751	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	586	0.2
情報通信業	680	0.2
運輸業、郵便業	3,613	1.3
卸売業、小売業	25,047	9.6
金融業、保険業	306	0.1
不動産業	21,334	8.1
物品賃貸業	359	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	3,976	1.5
宿泊業	4,066	1.5
飲食業	6,011	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	4,401	1.6
教育、学習支援業	801	0.3
医療、福祉	12,362	4.7
その他のサービス	7,423	2.8
その他の産業	110	0.0
小計	157,609	60.5
地方公共団体	29,070	11.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	73,580	28.2
合計	260,260	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成23年3月期は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	4,905	1.8	5,294	2.0
手形貸付	29,573	11.3	26,792	10.3
証書貸付	198,104	76.0	200,195	77.0
当座貸越	27,742	10.6	27,401	10.5
合計	260,324	100.0	259,684	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	192,098	41.4	278,928	56.2
地方債	6,437	1.3	4,881	0.9
社債	185,508	40.0	153,497	30.9
株式	10,641	2.2	9,948	2.0
その他	68,748	14.8	48,923	9.8
合計	463,434	100.0	496,178	100.0

- (注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、組合出資金が含まれます。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	18,393	29.5	16,984	28.2
住宅ローン	43,824	70.4	43,158	71.7
合計	62,217	100.0	60,142	100.0

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成22年3月期						平成23年3月期					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	214	12,524	38,701	188,207	—	239,647	17,446	36,175	25,433	245,146	—	324,201
地方債	682	1,235	3,346	—	—	5,263	529	868	3,405	—	—	4,803
社債	20,158	140,773	6,543	—	—	167,475	19,114	117,167	12,070	—	—	148,353
株式	—	—	—	—	12,390	12,390	—	—	—	—	7,866	7,866
その他	—	28,186	27,533	—	51	55,772	—	22,240	11,540	—	51	33,831
うち外国証券	—	28,186	27,533	—	—	55,720	—	22,240	11,540	—	—	33,780
合計	21,054	182,720	76,124	188,207	12,441	480,549	37,090	176,452	52,448	245,146	7,918	519,056

- (注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。
2. 「その他」には、外国証券、組合出資金が含まれます。

自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）で構成されております。平成23年3月期の自己資本額のうち、当組合自身が積み立てているもの以外で外部から調達しているものは、組合員の皆様方が出資金があります。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりましたが、平成23年3月期は、当期純利益9億32百万円の積み上げにより自己資本は更に充実しました。

自己資本比率規制の一部を弾力化する前の従来基準による自己資本額の算出に際しては、「その他有価証券評価差損」が「基本的項目（Tier I）」から控除されますが、平成23年3月期は、株安や円高が進行したものの、損切りなど運用資産の積極的な良質化に努めた結果、「その他有価証券評価差損」は対前期末比22億49百万円の増加に止まり、同評価差損72億49百万円から税効果相当額22億47百万円を差引いた50億2百万円を「基本的項目（Tier I）」から控除したものの、国債を中心とした運用により、リスク・アセットが大幅に減少したことから、従来基準による自己資本比率は15.02%となりました。

また、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券評価差損」を「基本的項目（Tier I）」から控除せずに算出した自己資本比率は17.13%となりました。

自己資本比率は、金融機関の体力を示す最も重要な指標ですが、当組合の自己資本比率は特例を適用しない場合でも国内基準の4%はもとより国際基準の8%も大幅に上回っていることから、経営の健全性・安全性は十分確保されていると認識しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益により資本を積み上げて行くことが当組合の基本方針です。

自己資本の構成に関する事項

（単位:百万円）

		平成22年3月期		平成23年3月期	
		従来基準	特例措置適用	従来基準	特例措置適用
基本的項目 [Tier I]	出資金	1,065	1,065	1,064	1,064
	非累積的永久優先出資	—	—	—	—
	優先出資申込証拠金	—	—	—	—
	資本準備金	—	—	—	—
	その他資本剰余金	—	—	—	—
	利益準備金	1,066	1,066	1,065	1,065
	特別積立金	36,619	36,619	37,540	37,540
	次期繰越金	0	0	2	2
	その他	—	—	—	—
	自己優先出資(△)	—	—	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	2,752	—	5,002	—
	営業権相当額(△)	—	—	—	—
	のれん相当額(△)	—	—	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	—	—
計 (A)		35,998	38,751	34,670	39,672
補完的項目 [Tier II]	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	—	—
	一般貸倒引当金	978	978	954	954
	負債性資本調達手段等	—	—	—	—
	負債性資本調達手段	—	—	—	—
	期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—	—	—
	補完的項目不算入額(△)	—	—	—	—
計 (B)		978	978	954	954
自己資本総額 [(A)+(B)] (C)		36,977	39,730	35,624	40,626
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—	—	—
	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—	—	—
	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—	—	—
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—	—	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	60	60	—	—
	控除項目不算入額(△)	—	—	—	—
計 (D)		60	60	—	—
自己資本額 [(C)-(D)] (E)		36,917	39,670	35,624	40,626

(前ページより続く)

リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	228,848	228,848	212,279	212,279
	オフ・バランス取引等項目	551	551	442	442
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	23,252	23,252	24,430	24,430
計 (F)		252,653	252,653	237,151	237,151
単体TierI比率 (A/F)		14.24%	15.33%	14.61%	16.72%
単体自己資本比率 (E/F)		14.61%	15.70%	15.02%	17.13%

- (注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出に標準的手法を採用しております。
 2. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		平成22年3月期		平成23年3月期	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
ポートフォリオごとのエクスポージャーの額	(I) ソブリン向け	343	13	180	7
	(II) 金融機関向け	18,814	752	14,948	597
	(III) 法人等向け	106,373	4,254	99,774	3,990
	(IV) 中小企業等・個人向け	49,911	1,996	48,023	1,920
	(V) 抵当権付住宅ローン	6,638	265	6,225	249
	(VI) 不動産取得等事業向け	6,612	264	6,455	258
	(VII) 三月以上延滞等	621	24	390	15
	(VIII) 取立未済手形	7	0	6	0
	(IX) 信用保証協会等による保証付	3,003	120	2,357	94
	(X) 出資等	11,220	448	7,807	312
	(XI) 上記以外	25,855	1,034	26,552	1,062
	小計	229,400	9,176	212,721	8,508
証券化エクスポージャー		—	—	—	—
ア.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		229,400	9,176	212,721	8,508
イ.オペレーショナル・リスク		23,252	930	24,430	977
ウ.単体総所要自己資本額(ア+イ)		252,653	10,106	237,151	9,486

- (注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出に標準的手法を採用しております。
 2. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 6. 「上記以外」には、土地・建物、繰延税金資産、貸出金の残高が1億円を超える個人及び法人の代表者とその家族等の信用リスク・アセットを含みます。
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

○オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

バーゼル銀行監督委員会では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義しております。当組合では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと認識しております。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとします。

また、オペレーショナル・リスクに関しては、他のリスクとともに、定期的及び必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実の状況等

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高														三月以上 延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券				株式				その他			
		国内		国外		国内		国外									
		平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
製造業	104,006	97,111	41,406	39,972	57,745	53,288	—	—	4,854	3,850	—	—	—	—	341	31	
農業	1,035	／	1,006	／	—	／	—	／	29	／	—	／	—	／	3	／	
林業	51	／	51	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	
農業、林業	／	1,065	／	1,037	／	—	／	—	／	28	／	—	／	—	／	—	
漁業	32	28	32	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	798	785	798	785	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	28,515	28,440	26,830	24,930	1,682	3,508	—	—	2	2	—	—	—	—	308	142	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,898	3,438	621	589	1,410	973	—	—	3,865	1,875	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	5,599	7,803	726	680	4,628	7,035	—	—	244	86	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	18,171	16,259	4,380	3,631	13,723	12,547	—	—	68	79	—	—	—	—	558	53	
卸売業、小売業	35,747	32,950	25,576	25,072	9,867	7,583	—	—	303	294	—	—	—	—	236	32	
金融業、保険業	101,530	82,786	314	306	67,774	54,767	—	—	1,183	1,016	—	—	32,257	26,695	—	—	
不動産業	26,435	24,701	23,284	21,365	3,103	3,311	—	—	47	25	—	—	—	—	343	138	
各種サービス	39,172	／	39,099	／	—	／	—	／	72	／	—	／	—	／	653	／	
物品賃貸業	／	359	／	359	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	
学術研究、専門・技術サービス業	／	3,979	／	3,979	／	—	／	—	／	74	／	—	／	—	／	8	
宿泊業	／	4,072	／	4,072	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	108	
飲食業	／	6,046	／	6,046	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	51	
生活関連サービス業、娯楽業	／	4,404	／	4,404	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	
教育、学習支援業	／	802	／	802	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	
医療、福祉	／	12,387	／	12,387	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	／	—	
その他のサービス	／	7,747	／	7,671	／	—	／	—	／	0	／	—	／	—	／	29	
国・地方公共団体等	334,732	394,465	28,749	29,101	249,561	331,196	56,421	34,167	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	75,948	73,752	75,948	73,752	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	426	442	
その他	29,879	30,142	193	186	—	—	—	—	—	—	—	—	29,685	29,955	—	—	
業種別合計	807,556	833,530	269,021	261,165	409,496	474,213	56,421	34,167	10,672	7,334	—	—	61,943	56,651	2,872	1,038	
1年以下	74,827	90,767	53,786	53,730	21,041	37,036	—	—	—	—	—	—	—	—			
1年超3年以下	104,878	92,506	20,429	21,061	70,090	71,444	14,357	—	—	—	—	—	—	—			
3年超5年以下	128,489	134,508	32,280	31,421	81,996	80,607	14,212	22,479	—	—	—	—	—	—			
5年超7年以下	47,334	47,091	30,534	25,140	1,562	14,682	15,237	7,268	—	—	—	—	—	—			
7年超10年以下	98,026	70,013	38,757	39,746	46,655	25,847	12,614	4,419	—	—	—	—	—	—			
10年超	249,621	303,707	61,471	59,113	188,150	244,594	—	—	—	—	—	—	—	—			
期間の定めのないもの	104,377	94,936	31,760	30,951	—	—	—	—	10,672	7,334	—	—	61,943	56,651			
残存期間別合計	807,556	833,530	269,021	261,165	409,496	474,213	56,421	34,167	10,672	7,334	—	—	61,943	56,651			

- （注）1. デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等です。
4. 残存期間別の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、期間の定めのないもののほか、現金、固定資産等です。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の「その他」は、固定資産、預け金等の資産です。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、債券、株式以外は「地域別」の区分を省略しております。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成23年3月期は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	平成22年3月期		平成23年3月期	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	963	71	938	△24
個別貸倒引当金	4,116	613	2,818	△1,297
合計	5,079	685	3,757	△1,322

- （注）1. 一般貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- 自己査定による正常先・要注意先（除く要管理先）につきましては、過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の1年分、要管理先については過去の貸倒実績率に基づき予想損失額の3年分を引当てております。
2. 個別貸倒引当金は、次のとおり計上しております。
- （1）自己査定による破綻先及び実質破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」といいます。）を引当てております。
- （2）自己査定による破綻懸念先につきましては、非保全額に対して過去の貸倒実績率に基づき、予想損失額の3年分を引当てております。なお、貸倒実績率は、非保全額を上回る毀損額が発生した場合には、毀損額全額を算定の根拠としております。また、非保全額が1億円以上となる債務者につきましては、非保全額からキャッシュ・フローによる回収見込額を控

除した残額を引当てております。

3. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。
4. 貸倒引当金については、監査法人の監査を受けるなど、適切な計上に努めております。
5. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金又は個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は、上記残高に含めておりません。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	平成22年3月期	平成23年3月期	当期増減	平成22年3月期	平成23年3月期
製造業	439	477	37	3	—
農業	4	/	/	—	/
林業	—	/	/	—	/
農業、林業	4	2	△1	/	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	310	127	△183	2	7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	16	—
運輸業、郵便業	501	22	△479	—	—
卸売業、小売業	295	90	△204	0	6
金融業、保険業	16	15	△0	—	—
不動産業	607	532	△75	20	—
各種サービス	1,261	934	△327	62	/
物品賃貸業	/	—	/	/	—
学術研究、専門・技術サービス業	/	8	/	/	0
宿泊業	/	778	/	/	2
飲食業	/	70	/	/	—
生活関連サービス業、娯楽業	/	29	/	/	—
教育、学習支援業	/	—	/	/	—
医療、福祉	/	—	/	/	—
その他のサービス	/	46	/	/	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	664	600	△63	37	11
その他	16	17	0	—	—
合計	4,116	2,818	△1,297	143	28

- (注) 1. 「その他」は、当組合が保有するゴルフ会員権に対する個別貸倒引当金です。
 2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成23年3月期は改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成22年3月期		平成23年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	393,140	—	459,196
10%	—	47,497	—	38,178
20%	13,249	93,106	14,338	74,773
35%	—	16,452	—	15,480
50%	46,650	7,692	49,662	7,160
75%	—	61,066	—	58,783
100%	38,093	86,275	30,454	82,573
150%	—	187	—	91
その他	—	4,142	—	2,837
自己資本控除	60	—	—	—
合計	98,053	709,562	94,454	739,075

- (注) 1. 格付は、適格信用格付業者が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. その他は、個別貸倒引当金・偶発損失引当金を集計しております。

○信用リスク管理の方針及び手続の概要について

8頁に掲載の「信用リスク」及び「市場リスク」を参照願います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、信用リスク管理の基本的な方針や手続等を明示した「リスク管理方針」に則った「信用リスク管理要綱」及び「市場リスク管理要綱」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者について

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の2つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター (R&I) ・(株)日本格付研究所 (JCR)

自己資本の充実の状況等

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		平成22年3月期		平成23年3月期	
		適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		22,017	29,586	21,796	27,271
(Ⅰ)ソブリン向け		—	8,521	—	7,465
(Ⅱ)金融機関向け		—	—	—	—
(Ⅲ)法人等向け		3,280	—	3,543	—
(Ⅳ)中小企業等・個人向け		16,443	11,889	16,010	11,443
(Ⅴ)抵当権付住宅ローン		180	8,796	173	8,062
(Ⅵ)不動産取得等事業向け		435	48	467	36
(Ⅶ)三月以上延滞等		1	81	1	39
(Ⅷ)信用保証協会等による保証付		656	—	686	—
(Ⅸ)上記以外		1,019	248	913	222

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「上記以外」には、貸出金の残高が1億円を超える、個人及び法人の代表者とその家族等を含みます。

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要について

信用リスクの削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から総合的に可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資採り上げ姿勢に努めております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続については、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。パーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として国、地方公共団体、適格信用格付業者が付与している格付により判定した優良保証会社の保証が挙げられます。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この預金相殺についても、信用リスクの削減策の一つに挙げられており、その際には当組合が定める「事務取扱規程」や各種約定等に基づき法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いに努めております。

証券化エクスポージャーに関する事項

1. オリジネーターの場合

(1) 原資産の合計額等

(単位:百万円)

	シンセティック型CLO	
	平成22年3月期	平成23年3月期
事業者向け貸出	487	—

(2) 自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成22年3月期	平成23年3月期
自己資本控除	60	—

(注) 自己資本控除分を含みます。

- (3) リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
 当組合のシンセティック型CLOは全額リスク・ウェイト区分0%となっております。
- (4) 以下の項目は該当ありません。
 三月以上延滞エクスポージャーの額等
 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
 早期償還条項付の証券化エクスポージャー
 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等
 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

2. 投資家の場合

該当ありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項について

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権等について、それらの資産価値を裏づけとして証券に組み替え、第三者に売却して流動化を図ることです。当組合は、地元中小企業の皆様方の資金調達方法の多様化に応じるため、オリジネーターとしてシンセティック型CLOを有しております。これが証券化エクスポージャーに該当します。

ただし、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性格の異なるものであり、採り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法で管理しております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

シンセティック型CLOにかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」にしたがった適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者の名称

シンセティック型CLOについては、以下の2社から格付を取得しております。

- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ ジャパン(株)

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	平成22年3月期	10,645	12,138	1,492	1,717	225
	平成23年3月期	7,742	7,714	△28	532	560
非上場株式等	平成22年3月期	777	777	—	—	—
	平成23年3月期	677	677	—	—	—
合計	平成22年3月期	11,422	12,915	1,492	1,717	225
	平成23年3月期	8,419	8,391	△28	532	560

(注) 出資等エクスポージャーに該当する売買目的及び満期保有目的の有価証券はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	平成22年3月期	885	183	19	0
	平成23年3月期	3,451	467	1,173	34

○出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要について

出資等エクスポージャーとは、株式等エクスポージャー及び出資その他これに類するエクスポージャーのことであり、上場株式、非上場株式、出資金、組合出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について定期的にALM委員会に諮り、常務会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「決算経理基準」等に従い適正な処理を行っております。

自己資本の充実の状況等

金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを指します。当組合においては、定期的に金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討をするとともに常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

現状においては、内部管理基準に基づく、金利リスクを含めた信用リスク、価格変動リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクは、そのリスク量合計が、基本的項目(Tier I)から所要自己資本額(リスク・アセットの額×4%)を控除した範囲内に十分収まっていることを前提とするリスク・コントロールを行っております。また、金利リスクについては、収益確保のために一定のリスクを取りながら、これを適切にコントロールしていくべきものと認識しております。

1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

内容	定義
計測手法	現在価値分析手法 金利満期ラダーを使用し、将来発生するキャッシュフローを対象として、標準的な金利ショックを与えた場合の現在価値の変化額(経済価値の低下額)を金利リスクとして計測します。
計測対象	金利感応資産・負債 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	99パーセンタイル値(保有期間1年、観測期間5年) 期間の区分ごとに1年前の営業日との金利変動幅を5年分集計し、昇順に並べ替えた数値の99パーセンタイル値にあたる金利変動幅を金利ショック幅としております。 期間区分: 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年、20年
コア預金	対 象: 流動性預金(当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・別段預金・納税準備預金) 算定方法: ①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の金額を上限とした結果、平成23年3月期は①となりました。 満 期: 5年以内(平均2.5年)
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)

(2) 金利リスク(金利ショックに対する経済価値の低下額)

(単位: 百万円)

	金利リスク(アウトライヤー基準)	
	平成22年3月期	平成23年3月期
金利ショックに対する経済価値の低下額 ^①	22,657	25,803

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成22年3月期	平成23年3月期		平成22年3月期	平成23年3月期
貸出金	4,254	4,290	流動性預金	△ 1,917	△ 2,076
有価証券等	24,329	28,313	定期性預金	△ 4,131	△ 4,859
預け金	122	135			
運用勘定合計 ^②	28,706	32,739	調達勘定合計 ^③	△ 6,048	△ 6,935

$$\text{金利ショックに対する経済価値の低下額「金利リスク」}^{\text{④}} = \text{運用勘定の金利リスク量}^{\text{②}} + \text{調達勘定の金利リスク量}^{\text{③}}$$

(25,803百万円) (32,739百万円) (△6,935百万円)

金利リスクの自己資本総額に対する比率は、従来基準で72.43%、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例を適用した場合では63.51%となります。今後も当組合は、収益性を考慮しつつ金利リスク等の軽減に努めるとともに、経営体力強化のために利益の積み上げによる自己資本総額の増強を図ります。なお、算出に用いた自己資本総額は、基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)を合計しております。(32頁をご参照ください)

2. 内部管理基準に基づく金利リスク

(1) リスク算定手法の概要

当組合では、有価証券について以下により金利リスク(経済価値の最大損失額)を算出し、内部管理上使用しております。

内容	定義
計測手法	VaR分析(分散・共分散法)
計測対象	有価証券(債券)
観測期間等	観測期間 1年 保有期間 60日 信頼水準 99%
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)

(2) 金利リスク(経済価値の最大損失額)

(単位: 百万円)

		金利リスク(内部管理基準・VaR)	
		平成22年3月期	平成23年3月期
経済価値の最大損失額		13,292	20,966
通貨ごとの内訳	円	10,347	18,756
	米ドル	2,638	2,041
	ユーロ	306	168

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、**青字表示**の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（協金法施行規則）（第69条）」で、**赤字表示**の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	1
-------	---

【概況・組織】

1. 事業方針	2
2. 事業の組織	17
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	17
4. 店舗一覧（事務所の名称及び所在地）	18～19
5. 地区一覧	18～19
6. 自動機器設置状況	18～20
7. 組合員数	28

【主要事業内容】

8. 主要な事業の内容	17
9. 信用組合の代理業者（該当ありません）	

【業務に関する事項】

10. 事業概況	2～3
11. 経常収益	28
12. 業務純益	28
13. 経常利益	28
14. 当期純利益	28
15. 出資総額、出資総口数	28
16. 純資産額	28
17. 総資産額	28
18. 預金積金残高	28
19. 貸出金残高	28
20. 有価証券残高	28
21. 単体自己資本比率	28
22. 出資配当金	28
23. 職員数	28

【主要業務に関する指標】

24. 業務粗利益及び業務粗利益率	28
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	28
26. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	28～29
27. 受取利息及び支払利息の増減	28
28. 総資産経常利益率	28
29. 総資産当期純利益率	28
30. 経費の内訳	30

【預金に関する指標】

31. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高	30
32. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、 その他の区分ごとの定期預金残高	30
33. 預金者別預金残高	30

【貸出金等に関する指標】

34. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	31
35. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	30
36. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額	30
37. 使途別貸出金残高	30
38. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	31
39. 預貸率の期末値、期中平均値	28
40. 消費者ローン・住宅ローン残高	31

【有価証券に関する指標】

41. 商品有価証券の種類別平均残高	31
42. 有価証券の種類別・残存期間別残高	31
43. 有価証券の種類別平均残高	31
44. 預証率の期末値、期中平均値	28

【経営管理体制に関する事項】

45. リスク管理の体制	8～9
46. 法令遵守の体制	6
47. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	7

【財産の状況】

48. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	22～27
49. リスク管理債権の状況	4
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3か月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
50. 金融再生法に基づく資産査定公表	4
51. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	32～38
・ 自己資本の構成に関する事項	32～33
・ 自己資本の充実度に関する事項	33
・ 信用リスクに関する事項	34～35
(証券化エクスポージャーを除く)	
・ 信用リスク削減手法に関する事項	36
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	36～37
・ 出資等エクスポージャーに関する事項	37
・ 金利リスクに関する事項	38
52. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	29～30
・ 有価証券	29
・ 金銭の信託	30
・ 協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引	30
53. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	34
54. 貸出金償却の額	35
55. 会計監査人による監査	21

【監督指針の要請に基づく開示】

56. 地域貢献への取組み	14～16
57. 地域密着型金融の取組み状況	14～15
58. 総代会	17
59. 代表理事による確認	21

【その他】

60. トピックス	3
61. CSRの取組みについて	6
62. 環境保全活動	7
63. 顧客保護等管理方針	10
64. 金融商品に係る勧誘方針	10
65. 利益相反管理方針	10～11
66. 個人情報保護	11～12
67. 保険募集指針	13
68. 共済募集指針	13
69. 継続企業の前提の重要な疑義	21

【連結情報】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第70条）」で規定されております連結情報は、該当ありません。

平成23年7月
編集・発行 総務部
お問い合わせ先 総合企画部
〒380-8668 長野市新田町1103番地1
電話 026-233-2111(代)
【ホームページ】 <http://www.naganokenshin.jp>
【E-mail】 nkenshin@naganokenshin.jp

けんしん



この印刷物は、植物油インキを
使用しています。